

平成 3 1 年

建設委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会建設委員会

日 時 平成31年 2月25日 (月) 午前10時00分～午後 4時47分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君

出席説明員 中村 都市環境部長 鈴木 都市計画課長
森 住宅課長 高梨 木密整備推進課長
稲田 都市開発課長 東野 まちづくり立体化担当課長
長尾 建築課長 小林 環境課長
工藤 品川区清掃事務所長 藤田 防災まちづくり部長
曾田 災害対策担当部長 今井 土木管理課長
兼 危機管理担当部長
多並 道路課長 溝口 公園課長
兼 用地担当課長
持田 河川下水道課長 古巻 防災課長
富澤 災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、交通安全担当課長が、都合により1日欠席、公園課長が、文教委員会の請願・陳情審査のため、途中、退席されますので、あらかじめご了承願います。

また、本日は、お手元に平成31年陳情第1号の写しを配付しております。これは議長より参考送付を受けたものでございますので、後ほど、各自でご覧ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は6名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(1) 第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

それでは、予定表の1、議案審査を行います。

初めに、(1)の第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾建築課長

私からは、第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。配付資料は、1枚目の概要をまとめた資料と、資料右肩に「別紙1」と書かれた改正条例の新旧対照表、資料右肩に「別紙2-1」、「資料2-2」とそれぞれ書かれた改正内容の説明資料となっております。

それでは、配付資料の1枚目をご覧ください。

1. 改正理由ですが、建築基準法の一部を改正する法律が、平成30年6月27日に公布され、新たな許可・認定手続に関する条項が追加されました。それに伴い、改正法の公布後1年以内に施行する手続を品川区手数料条例の別表に追加することと、それに伴う規定整備を行う必要が生じたため、条例改正を行います。

2番、改正内容についてですが、本条例で定める建築等における許可・認定手数料の規定は、建築基準法の条項を引用していることから、建築基準法の一部改正による条項の追加と、それに伴う条ずれに係る規定整備を行います。

配付資料別紙1、新旧対照表において、追加された許可・認定手続を赤字で記載しております。

なお、項の条ずれによる条例の規定整備内容は、新旧対照表の3ページ目、最後にまとめて記載しております。

1枚目の資料にお戻りください。

手数料条例の改正に係る許可・認定手続の概要は、1枚目資料の枠囲い内に記載しております。詳しくは配付資料の別紙2-1、2-2を使って説明いたします。

まずは、別紙2-1の上段をご覧ください。

1つ目は、用途規制の適用除外に係る許可手続です。

現行制度では、用途地域で制限されている用途の建物を建てる場合、計画地周辺の利害関係人への意

見聴取を行い、建築審査会の同意を得た上で建築を許可することとなっています。

新たな手続では、その下にある改正の内容の①の枠組み内にあるとおり、政令と国土交通省令で定める基準に合致する場合は、手続の合理化を図るため、建築審査会の同意なしで建築を許可できることとなります。

なお、政令と省令で定められる基準は、現時点では決定しておらず、資料に記載していますのは、国から示されているイメージとなっております。

また、②の枠組み内にあるとおり、許可を受けて建築された建築物を一定の要件のもとで増築、改築、移転する場合は、意見の聴取も不要となります。

次に、資料の下段をご覧ください。

2つ目は、建蔽率規制の合理化です。

現行制度では、道路幅員が狭いことで、火災時の避難や消火活動に支障がある場合、市街地の安全性向上を図るため、特定行政庁は建築物の外壁の位置を道路から後退させる、壁面線の後退位置を指定することができます。

新たな手続では、このような壁面線の後退位置が指定されている道路沿いで、特定行政庁が、安全上、防火上および衛生上、支障がないと認めて許可した範囲内において、建蔽率を緩和できるようになります。

続きまして、次のページの別紙2-2の上段をご覧ください。

3つ目は、既存建築物の用途変更に伴う工事を行う場合における制限の緩和認定手続です。

現行制度では、既存建築物の一部で用途変更をする場合、用途変更する部分以外についても現行の基準に適合させる改修が必要であれば、それらの工事を一度に行うことが必要となります。

新たな手続では、改正の内容の枠組み内に例示しておりますが、法令で定める基準に適合する全体計画を特定行政庁が認定することで、段階的、計画的な改修工事を行うことが可能となります。

次に、資料の下段をご覧ください。

最後は、既存建築物を一時的に他の用途で使用する場合における制限の緩和許可手続です。

現行制度では、仮設建築物を建築することはできても、既存建築物を一時的に他の用途へ転用する手続はございませんでしたが、新たな手続により、既存建築物を一時的に他の用途へ転用することが可能となります。

なお、許可に当たっては、仮設建築物を建築する場合と同様、安全上、防火上、衛生上、支障がないことなどの確認は必要です。

配付資料の1枚目にお戻りください。

最後に、3. 施行期日ですが、建築基準法の一部を改正する法律の施行日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

改正点①②ですが、公開意見聴取が、現在、改正後も一定あるということなのですか、どのようにされているものなのでしょうか。伺います。

その公開意見聴取というのは、建築審査会の審査にどのように生かされているのか、また、実績はあ

るのか。

それと、改正①②の目的と背景についても、あわせて伺います。

それと、改正③ですけれども、こちらは適用される地域はどのような地域でしょうか。区内で言えば、どこが該当して、将来の拡大などはあるのかなのか伺います。

○長尾建築課長

まず、1枚目の資料の①番、②番とつけられております用途規制の適用除外手続の件に関してですけれども、まず、利害関係人に対する意見聴取の仕方についてですけれども、品川区の建築基準法の施行細則の中で具体的な手続が定められておりますが、計画している建物の一定範囲内で土地、建物をお持ちの方、住んでいる方に対して、計画建物の用途規制を除外するための計画がありますということで、計画内容を説明するための説明会を行いますという通知をまず事前にポスティング等で配布いたします。また、意見聴取の説明会を開催する旨の告示も行っております。それで、説明会に来られた方に対して、計画の申請者である建主の方にもご参加いただいて、計画の内容をご説明し、意見を伺うということになっております。

聴取しました意見につきましては、概要を取りまとめた上で、建築審査会の委員に対して資料等で提示してご説明いたします。その意見も踏まえた上で同意をするかというところは建築審査会の委員の方のご判断になるところで。

実績につきましては、詳細には確認しておりませんが、直近の二、三年の間でも2件ほどはございました。この際は手続の合理化の位置づけがございましたので、公開の意見聴取も行って、建築審査会の同意も行った上で許可しているものです。

また、背景につきましては、こちらは説明の中でもいたしました。適用除外に係る手続の合理化ということで、今回でいいますと、国の法律、政令、国土交通省令の中で、許可する上での手続の基準を細かく定める予定となっておりますので、その基準に合致するものについては、建築審査会の同意手続は不要とすることとなっております。

建蔽率規制の合理化の部分についてのご質問ですけれども、こちらは対象となっておりますのが、法律の中で3種類に限定されております。1つは、建築基準法の中で壁面線の後退というところの条文がございますので、こちらの法律にのっとり行った壁面線の後退をしている箇所。2つ目が、特定防災街区整備地区の中で壁面後退の位置づけがあるところ。3つ目が、防災街区整備地区計画における壁面後退が指定されているところ、この3種類となっております。

品川区の場合ですと、現在のところは、小山台一丁目の防災街区整備地区計画の中で、林試の森公園に抜けるための避難路として、富士見通りがこの壁面線の後退が指定されておりますので、こちらの道路沿いの建物については可能性がございます。

現時点では、壁面線の後退の位置づけを拡大していくような計画はございません。

○安藤委員

改正①と②ですけれども、目的ということで伺ったのですが、法改正の目的と伺いますか、なぜそういう手続を省略できるようになるような方向で国は改正したのか、そこだけ聞きたいのでお答えいただきたいと思います。

あと、改正④ですけれども、こちら国がこういった改正する目的と背景について伺います。

そして、この現行の規制があることで用途変更などが進まない実態は、今、どれぐらいあるのか伺います。

それと、例えば保育園に一部転用した場合などで、今回の規制緩和ということで安全性が低くなってしまふということはないのか伺います。

○長尾建築課長

まず、①、②番に関しての、法改正の背景というところですが、こちらは国から示されているものとしては、ここにお示ししているように、手続の合理化というところですが、今回の法改正前に、こういった場合は、用途規制の適用除外に関しては、一定の配慮をしながら行ってくださいというような国からの技術的助言なども出ていた項目もございますので、国は法改正の中で整理をしようとしているというふうに捉えております。

続きまして、④番に関しての既存建築物の用途変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和の部分ですが、こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、現行の制度でいいますと、用途変更したい部分以外についても、一度に工事をしなければ手続として進められないという実態が現在ございますので、そういったところを計画的に段階的に建主の立てたスケジュールにのっとり、計画の安全性に支障がないということで確認がとれば進められるということで、用途変更がやりやすくなるというところをねらっているものと思います。

あと、既存建物に保育園等を入れる場合の安全性のお話についてですが、許可をしていく中で、当然、安全性に関しては確認をしていきますし、あと、基本的には、法律の中で求められている安全面であるとか、衛生面での性能というところが確保できるような計画にしてくださいというところが基本スタンスですので、それを一部緩和するというところでは、別の代替の措置であるとか、期間が限定されての許可になるので、すぐさま保育園等を用途変更の建物に入れる際に、安全面で心配が出てくるというふうなことはならないような運用を区としても検討しております。

○安藤委員

わかりました。改正①のほうですが、先ほど意見聴取の実績が2件ほどあるけれども、こういった現在みたいな法改正がまだされていないので、現在の手続で行ったということでした。イメージというところでも、第一種低層住居専用地域等とあるので、居住環境を守る観点で、これまでこういった用途規制があったと思います。これをちょっと緩めるものなので、現状でも手続を踏めば行えるということですので、この法の一部改正には賛同しかねるところがあるかというふうに思いました。

あと、今回、手数料の条例だということなのですが、改正の⑤、⑥のほうですが、この既存の建物を一時的に転用する際に、これも制限の緩和をするという内容ですが、緩和の具体的な内容といいますか、耐震性や環境などの点など、以前の内容と比較してどのような緩和になるのかということをご説明いただきたいというのが1点目です。

あわせて、今回、手数料条例ということなのですが、ご説明でもあったように、政令ですとか省令が出ていないということなのですが、今定例会にこういった手数料条例を上程する区は理由、それも伺いたいと思います。

○長尾建築課長

⑤番、⑥番の既存建築物を一時的に他の用途で使用する場合における制限の緩和というところですが、今までは既存建築物の用途変更をする際には、一時的に他の用途で使用するということ自体が手続としてできませんので、それができるようになるというところが一番の緩和になります。今のところ、想定できるような事例が特にございませんので、具体的にというところがなかなか難しい状況です。

あと、政省令が公布・施行される前の段階で、今回、手数料条例の改正を出させていただいたことにつきましては、改正法の施行予定が本年6月26日までの間になっております。それまでに政・省令ができる予定にはなると思いますが、そこが示された後での手数料条例の改正となりますと、政・省令の施行日以降で手数料条例を改正することになりますので、今回は手続が政省令の施行日に間に合うようにというところで、今回の日程で出させていただいております。

○安藤委員

わかりました。

先ほど、改正④のところでお伺いしたのですけれども、こういった改正④のような現行の規制があるということで、用途変更が進まない実態はどれぐらいありますかということをお伺いしたいのですが、答弁がなかったので、そこだけ最後にお伺いします。

○長尾建築課長

実績といいますか、事前のご相談等につきましては、こちらについては特にまだないので、あとは、そういった実例といいますか、そういった実態があるというところは、現時点では情報としては把握しておりません。

○あくつ委員

確認をさせていただきたいのですが、②のところの用途規制のところ、先ほど、コンビニエンスストア、第一種低層住居専用地域で2件とおっしゃったのは、昨年度、今年度と、それぞれ年間で2件あったということでしょうか。

○長尾建築課長

事例として2件ほどあると申しましたのは、第一種低層住居専用地域の中でコンビニエンスストアをつくる場合というわけではなくて、この法律の48条の許可にかかわるものということで、2件ほど、直近の二、三年の間であったように記憶しております。

○あくつ委員

この法の改正自体の趣旨はよく理解できて、逆にこういう省令であるとか、政令であるとか、そういうものが今までなかったというのが、今日初めてというか、今回の資料で初めてわかったのですけれども、それでこの申請のながれにある公開意見聴取、建築審査会という部分を、今回、合理化することとは一定の理解はできるのですが、品川区でもコンビニエンスストアは結構たくさんできていますけれども、いわゆる建て替えではなくて、居抜きでやっているところもあって、「第一種低層住居専用地域等」と書いてありますけれども、用途地域は13種類、田園地域でしたか、1個増えて、今、13種類あると思うのですが、品川区においてコンビニエンスストアがたくさん今、出来たり消えたりしている中で、こういう事例は本当にたくさんあるのだろうか、建築というところに関して、居抜きでやる分には逆にこれは要らないのかなと思うのですけれども、そこら辺のイメージとして教えていただきたいと思えます。

○長尾建築課長

まず、こちらの「第一種低層住居専用地域等」と書いておりますが、こちらの用途地域が、良好な住宅の環境を守っていきましょうという制限の強い場所ですので、実際は店舗も、大分、どのような店舗ということが制限されております。現在、第一種低層住居専用地域でコンビニエンスストアが建っている場所はない状況です。建てようとする、必ず今までですと、この許可を受けてからではないと建てられませんでした。

あと、居抜きでこういったお店が入るという場合につきましては、もともと例えば別の種類の店舗であった場所に、その後、コンビニエンスストアが入るといった場合は、同じ店舗から店舗になされておりますので、そういった意味では、この許可手続であったり、建築確認は必要がないということです。

○あくつ委員

実際のコンビニエンスストアとか、自動車修理工場であるとか、学校給食センターはそもそも品川区にはないのかと思うのですが、国レベルで法改正という中で定めるということですので、品川区ではおそらく適用例はないのかと思いつつ、法の趣旨は理解いたしました。

○大沢委員

別表2-1の改正の内容というところで、①、②、③も全て合理化ということですが、合理化によって改正の内容の中で申請のながれという図表がありますけれども、合理化することによって、どのぐらいの期間が短縮できるのか、おわかりになったら教えてください。

○長尾建築課長

①番、②番の公開意見聴取の手続に必要な期間としましては、おおむね1カ月半から2カ月程度でございます。また、その意見聴取に使うための資料の準備だったり、そういった事前の準備期間なども含めると、それ以上かかると思います。ですので、そういった期間が短縮されるという効果がございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○安藤委員

条例改正のもととなる建築基準法の一部改正の中で賛同できない部分はあるのですが、今回は法改正に伴う手続の手数料の条例であり、反対するものではないということで、賛成です。

○松永副委員長

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○たけうち委員長

それでは、第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(3) 第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(4) 第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

次に、(2)第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、(3)第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例および(4)第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例の3件を一括議題に供します。

これら3案は、同種の事案として内容が関連することから、一括して説明、質疑を行い、その後、採決につきましては1件ごとに行います。

それでは、本件につきまして、各理事者より一括してご説明願います。

○今井土木管理課長

それでは、第23号議案から第25号議案までの条例の一部を改正する条例議案の審査に当たり、道路、法定外公共物および公園の占用料の関係につきましては、初めに私からご説明を申し上げた後に、公園条例におけるその他の改正につきましては、公園課長からご説明を申し上げます。

資料につきましては、A4、1枚の占用料改定の資料が1枚、それから次に、A4、1枚の公園課の説明資料、最後に、3議案の新旧対照表となっております。

それでは、占用料の改定についての説明資料および各条例案の新旧対照表をご覧ください。

なお、占用料の改定につきましては、3年に一度の固定資産税の評価替えに合わせて、これを適正に反映させるため、その翌年に行っているものでございます。

初めに、第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

(2)の改正の概要にありますとおり、2つの改正内容がございます。

まず、①の占用料の改定では、これまでどおり固定資産税評価額に基づいた23区の土地の平均価格、平均道路価格に基づきまして算出することを基本といたしまして、区民等の負担を考慮いたしまして、激変緩和措置として占用料の上げ幅は1.2倍、20%を上限として改定するものでございます。

その算定の基礎となる道路価格の動向について申し上げますと、前回3年前と比較して大幅に上昇しまして、特別区全体では15%ですが、品川区で見ますと、15.4%の増加となっております。

また、占用料の額については、新旧対照表のうち別表に記載してございますが、このうち、先ほど申しました激変緩和措置をした占用物件は、通称、「アサガオ」と言われる外壁工事など高所からの落下物を受けとめる危険防止施設などでございます。

なお、今回の単価改定に伴いまして、占用料は14.8%の増の見込みですが、歳入につきましては、占用物件数の増減もございまして、1億7,000万円余の増額になるものと想定しております。

次に、②の占用許可対象物件の追加・単価設定でございます。

道路占用物件は、道路法および同施行令で限定列举されておりますが、その施行令の一部が改正され、食事施設等のうち、新たな物件として「地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの」が追加されたところ です。

例えば、地下通路におきまして、駅の範囲外の道路の下に設けられる食事施設や店舗などを対象とするもので、品川区では現在ございませんが、区条例に項目を追加しておくものでございます。

単価につきましては、地下に設けることから、新旧対照表にありますとおり、道路への影響がより少

なくなるために、修正率を掛けたものとなっております。

なお、施行日は、今回の3条例とも平成31年4月1日としております。

次に、第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

法定外公共物とは、道路法や河川法の適用を受けない水路敷や、昔、水路であったようなところを申します。

(2)の改正の概要につきましては、道路占用料と同様に、固定資産税評価額の評価替えに伴い改定するものでございます。

占用料の額につきましては、現行の額が1㎡当たり600円のところ、激変緩和措置の上限である20%の増額で720円とするものです。

なお、今回の単価改定に伴い、占用料は20%増の見込みですが、歳入につきましては、占用物件数の増減もございますので767万円余の増額になるものと想定しております。

最後に、第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例でございます。A4の資料の裏面に参りまして、改正の概要でございます。

私からは2つの改正内容について、ご説明いたします。

まず、①の占用料の改定は、道路や法定外公共物と同様に、固定資産税評価額の評価替えに伴い改定するものでございます。

また、占用料の額につきましては、新旧対照表の2ページ目、別表第2に記載してございます。

なお、今回の単価改定に伴い、占用料は14.9%増の見込みですが、歳入につきましては、占用物件数の増減もございますので、391万円余の増加になるものと想定しております。

次に、②の占用許可対象物件の種別名称の変更でございます。

保育所等施設の種別名称につきましては、占用許可の根拠でございました法律に変更があったことから、種別名称について、こちらを変更するものでございます。これまでの名称は、国家戦略特別区域法の名称を引用したものでしたが、都市公園法の改正に伴い、都市公園法に規定されている「保育所その他の社会福祉施設」に改めるものでございます。

占用料に係る改定についての説明は以上となります。

○溝口公園課長

それでは、引き続きまして、私から、第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例の占用料の改定に関する事項以外につきまして、ご説明させていただきます。資料につきましては、A4判1枚の第25号議案関係資料、そして新旧対照表を配付させていただいているところでございます。

それでは、条例改正の関係資料および新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、都市公園法および同法施行令において、地方公共団体の条例で定めることになっている1つの都市公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の占める割合および運動施設の敷地面積の占める割合を定めるものでございます。

次に、本条例の改正につきまして、2.改正の概要にありますように、2つの内容がございます。それぞれご説明させていただきます。

まず、(1)建築面積の割合につきましては、公園の休息施設や散歩、遊戯など、本来の公園の機能に支障を生じないようにさせるために法に定められた参酌基準を参照して、本条例第2条の4により、1つの公園内に建築できる面積の割合の上限を2%と規定しているところでございます。

しかしながら、敷地面積の小さい公園では、バリアフリー化に伴うだけでもトイレの整備が困難になっている状況がございます。そのため、本条例で規定している2%を基本としつつ、公園の敷地面積が1,000㎡未満の公園につきましては、建築面積の割合の上限を5%とする改正を行うものでございます。

続きまして、(2)運動施設の割合につきましては、施行令に示されている参酌基準を参照いたしまして、1つの公園内に設ける運動施設の割合の上限を50%と規定するものでございます。

ただし、区内では運動施設に供することができる用地の確保が難しく、規模の大きな公園に運動施設を集約せざるを得ない状況になっていることから、主として、運動の用に供することを目的とする公園につきましては、上限を80%とするものでございます。

上記の規定を、本条例第2条の6として新たに追加するものでございます。

なお、主として運動の用に供することを目的とする公園といたしましては、天王洲公園、八潮北公園、品川南ふ頭公園を本条例施行規則で定めていくものでございます。

最後になりますが、本条例の施行日につきましては、平成31年4月1日としております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、公園のほうの占用料以外の部分は、必要な改定かと思えます。

占用料のことなのですけれども、これに限らずなのですが、実際に占用料を負担しているのは、事業者なのか、住民なのか、大体どのような方が負担しているのか、その割合がわかれば、道路と法定外公共物および公園それぞれについて伺えればと思えます。

○今井土木管理課長

それぞれの占用でございすけれども、今、委員ご指摘のとおり、いわゆるインフラ系の事業者、東京ガスですとか、東京電力ですとか、水道事業者、下水道事業者、これが主な占用者でございす。

割合については、件数、金額ともそちらの義務的占用と申すものがほとんど9割近くを占めるものと思えます。ただし、水路敷など一部区民の方もご利用いただいている部分がございますので、そちらのほうも一定ございす。ただ、メインは占用企業者といわれる事業者でございす。

○あくつ委員

先ほどご説明をいただいた中に占用料の改定については、固定資産税評価額の評価替えに基づくであったのですけれども、この固定資産税評価額の評価は誰が行うのかということと、当建設委員会でもよく言われていますが、品川区の資産価値が下がるという話を盛んにされる方がいるのですけれども、品川区の資産価値が果たして下がっているのかどうか、先ほど、15.4%で平均よりも上がっているというように聞こえたのですけれども、そこについて確認をさせていただきたいと思えます。

○今井土木管理課長

初めに、固定資産税評価額につきましては、こちらは地方税でございすが、市町村長が決めるものですが、東京都の特別区では都知事が近隣の路線価をもとに決定していくものでございす。

土地や家屋それぞれの細かい住宅ですとか商業地などの項目がございすが、今、私の手元に、宅地の場合ですと、平成27年から平均いたしますと、宅地地目では、15.5%、評価額が上がっているというふうなデータを持っております。

○あくつ委員

品川区が独自に調査をしているものではないので、今の統計問題のように操作をしているというような批判は当たらないと思うのですけれども、私も前々から申し上げている、今日のこの問題とは外れてしまうのかもしれませんが、こうしたことをしっかりと捉えながら、人を惑わすような、そういう人心をあおるような、不安に陥れることはやはり避けたほうがいいのではないのかという感想をもちました。

○横山委員

2の(1)の建築面積の割合の中で、建築面積の割合を上限5%とする改正を行うということで、だれでもトイレを設置できるようにするというようなことなのだと思うのですけれども、こちらでクリアできるようなものは、この下の3つの公園ということなのではないでしょうか。その辺を詳しく教えていただけたらと思います。

○溝口公園課長

今回、公園条例の中で改正します公園の敷地内に建てられる建築面積の割合の上限でございます。これにつきましては、今まで2%までということになっておりますので、2%という上限がある中で、今まではどういう形で建築していこうかということで考えていたところでございます。区内の公園の中には、トイレがあるところが95カ所ありまして、その中で1,000㎡未満の公園につきましては、なかなか、今、現状の男女別々のトイレだけを設置するのではぎりぎりの状態になっているところです。今後さらなるバリアフリー化を考えますと、だれでもトイレの設置をしていかなければいけないと考えております。そういった中でいきますと、男女別々と、だれでもトイレを合わせて20㎡ぐらいの建築物が必要になりますので、これを何とか建てられるようにしたい、そういった思いで、1,000㎡未満という1つの線を引いて5%まで上げていく。そうすることによって、ほぼ全ての公園においてできるような、だれでもトイレ、または男女別々のトイレ、そういったものが建築できるような形になりますので、そういったものを今後、公園改修に合わせて整備していきたい、そういった思いで今回の条例改正をしていただいたものでございます。

○大沢委員

第25号議案関係資料のほうで、つまり、条例の目的のところですが、**「公園の健全な発達」**というのは、これは何を言っているのですか。

○溝口公園課長

今回、公園条例につきましては、1つは、公園施設の設置の関係もございまして、今後の公園をどのように管理していくのか。また、今回、公園条例の中でも示させていただいております占用料、そういったものも含めて入っています。そういった中でいきますと、公園を設置しただけで終わりではなくて、その後、どのように管理していくのか、そういったことも大切な視点になっております。そういった公園全体を含めて、今後ももとの公園の趣旨であります誰もが利用しやすい、または憩える、遊び、そういったものに使えるような公園にしていくために、1つの表現として**「公園の健全な発達を図り」**というところで、条例の目的に書かせていただいているところでございます。

○大沢委員

先ほど来、課長が、だれでもトイレを設置する、この部分では、だれでもトイレ、またはトイレの改修ということは具体的なものとして上がっているというような認識でいいのでしょうか。

○溝口公園課長

ニーズとして、やはりトイレがあるところにはだれでもトイレが欲しい、だれでもトイレになりますので、身障者だけでなく、お子様連れのご家族が利用できる、利用しやすいトイレというものができてくるといふふうに考えております。そういった中では、やはり公園は誰もが利用しやすいというのが一番の視点かと思えます。そういった目的を達成するために、また公園利用者のほうからもそういった声をいただいているところがございますので、そういったことも受けながら、公園改修をしっかりと進めていきたい、そういった思いで今回の条例改正を提案させていただくところです。

○大沢委員

では、ここの条例の目的として、公園の健全な発達というのは、先ほどおっしゃったようなだれでもトイレ等々の誰でも使いやすいような設備を設置するということが主眼になっているというふうな認識でよろしゅうございますでしょうか。

○溝口公園課長

委員ご指摘のとおり、誰もが利用しやすいような施設にしていく、そういったところが目的ということになっておりますので、そのようにご理解していただければと思っております。

○筒井委員

占用料の改定で、基本的に全体的に上がるようなことになっているかと思うのですが、こうした占用料の改定については、やはりこれまでも品川区は行政としては固定資産税の評価額が変わって、上昇した場合はやはり占用料も全体的に上げていくということが慣例なのでしょう。

○今井土木管理課長

まず、この占用料につきましては、先ほど、固定資産税の評価替えの部分が東京都知事権限というふうに申しましたけれども、やはり23区全体で検討する必要があるということで、この占用料の額の決定につきましては、23区の特別区の課長会で種々協議しております。今ご指摘のとおり、固定資産税が上がっている場合には上げますし、平成25年のとき、二代前のときの評価替えのときには逆に下がりましたので、一部道路占用料などが下がってきたということもございます。

ですので、今後も、先ほど申しましたとおり、区民の方の負担を適正に確認した上で占用料を決定していく形になります。

○筒井委員

今、全体的に上がっているふうに見受けられるのですが、それは個別の項目については上げないとか、そういったことで決めているのでしょうか。

○今井土木管理課長

個別のところについては上げないということは、道路占用料については、この条例上では行っておりません。ただし、こちらは減免基準を持っておりまして、例えば、小さい商店の店舗に置きます袖看板が道路に出ている部分につきましては、2㎡以下の場合には道路占用料については免除ということになっておりますので、こういう道路占用料は一定決めますが、それ以外のさまざまな措置におきましては、免除基準などを活用して区民の皆さんの負担を軽減しているところでございます。

○筒井委員

なぜこういった質問をさせていただいたかという、特に公園の写真撮影のところですが、今、品川区はフィルムコミッションということで、そういったことに力を入れているかと思えますけれども、写真撮影のところだけ、例えば据え置きか、むしろ下げて、そうした撮影される業者をさらに積極的に誘致していくという、そうした姿勢をとるためにも、その写真撮影の料金だけは下げるなり、据え置き

なりすることはできるのかなどと思ったのですけれども、その点はいかがお考えなのでしょうか。

○今井土木管理課長

文化観光課が行っておりますフィルムコミッション事業につきましてでございますけれども、私ども、この占用料につきまして、さまざまな企画のご提案があった場合には、まずは広報広聴課や文化観光課を紹介いたしまして、文化観光課のほうで観光に資するといった場合には、例えば共催事業などの場合には、先ほど申しました公園ロケーション料、または写真撮影料が免除になる場合もございます。ただし、占用料のところでの免除規定ではなくて、あくまでも文化観光課がフィルムコミッション事業の中で確認したものに対してということになっております。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件3議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、3議案とも賛成です。

○あくつ委員

3議案とも賛成いたします。

○安藤委員

3議案とも賛成でございます。

○松永副委員長

3議案とも賛成です。

○筒井委員

3議案とも賛成です。

○たけうち委員長

それでは、まず、第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

それでは、以上で議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 平成30年請願第17号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート撤回を国に強く要請することに関する請願
- (2) 平成30年請願第18号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート計画のアンケート調査をすること、区独自の教室型説明会を開催することに関する請願
- (5) 平成31年請願第1号 羽田空港の増便とルート変更計画で、国交省と区長が面談して理解あるいは容認をしたと聞くが、品川区民の生命及び健康を損なう、大型ジェット旅客機が発する低周波音公害の調査をし、住民の理解を得るべく周知徹底を求める請願
- (8) 平成31年請願第4号 航空機騒音が健康被害をもたらすという世界保健機関（WHO）の知見により、新飛行ルート撤回を区長が国と交渉することに関する請願
- (11) 平成30年陳情第12号 区長が、羽田空港増便による新飛行ルートについて、国に対し見直しを求める交渉をすることに関する陳情
- (12) 平成30年陳情第13号 羽田空港新ルート見直しと説明会開催に関する陳情
- (14) 平成31年陳情第4号 羽田新飛行ルート計画の教室型説明会を報道機関に公開するよう求める陳情

○たけうち委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)、(2)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)の7件を関連するものとして一括議題に供し、説明、質疑、態度確認までを行い、その後、採決はそれぞれ行います。

それでは、まず(5)、(8)および(14)は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

それでは、本請願・陳情に関しまして、理事者より説明願います。

○小林環境課長

私からは、平成30年請願第17号、第18号、平成31年請願第1号、第4号および平成30年陳情第12号、第13号、平成31年陳情第4号に関連しまして、お手元の資料、低周波音などの音および羽田空港機能強化に関わる教室型説明会の開催概要について、ご説明いたします。

まず最初に、低周波音に関連いたしまして、音に関する一般論についてご説明をいたします。

まず資料の(1)音の表し方でございますが、音につきましましては、音圧である大きさと、音程である高さ、

この2種類であらわせるものでございます。

まず、大きさについてですが、単位はデシベル（dB）を用いまして、数値が大きいほど音が大きく、また数値が小さいほど音が小さいというものでございます。

また、高さについてですが、単位はヘルツ（Hz）という単位を用いまして、数値が大きいほど高い音、また数値が小さいほど低い音となるものでございます。

続きまして、(2)でございます。人の耳で感知できる音の高さの範囲、これを可聴域といたしますが、これにつきまして、資料の下部にある図と併せてご参照をお願いいたします。

図に記載のとおり、一般的に可聴域といわれる範囲につきましては、20から2万ヘルツ程度であると言われております。この範囲に入らない周波数、いわゆる20ヘルツ以下の低い音、また2万ヘルツ以上の高い音につきましては、人の耳では感知できないものとされているところでございます。

続きまして、(3)、そのうち低周波音についてのご説明でございますが、引き続き、下の図をご参照ください。

低周波は、100ヘルツ以下の非常に低い音のことを示しまして、そのうち20ヘルツ程度以下のものにつきましては、超低周波音と言われているものでございます。先ほどご説明しましたとおり、人の耳で音の高さを感知する範囲は20ヘルツ以上でございますので、この超低周波音につきましては、人の耳では感知できないものでございます。

また、この低周波音でございますが、バスやトラックなどのエンジン音からも発生しておりまして、身近に存在する音でございます。

次に、資料裏面をお開きください。(4)番、音に関する主な基準等についてご説明いたします。

まず、音の大きさに関する基準でございますが、環境基本法あるいは騒音規制法等によりまして、さまざまな音に対して、一定基準が設けられているところでございます。

一方、音の高さにつきましては、現在は法律等での制限は設けられていないところでございます。

続きまして、(5)番、WHOの知見についてでございますが、これはWHO欧州地域事務局が1999年に環境騒音ガイドラインを策定いたしまして、昨年、2018年10月に、その内容を更新したものでございます。

その中で航空機騒音につきましては、その音の評価として、Ldenということでございますが、これは1日の騒音エネルギーの時間平均をとって評価した指標でございますが、その中でLden45以上で環境影響があると示されたところでございます。

音についての説明は以上でございます。

次に、2番の教室型説明会の開催概要について、ご説明いたします。

資料のとおり、12月より、各地域センター管内におきまして説明会を開催しております。資料では、2月14日開催の大崎第一地域センターまで人数を記載しておりますが、先週の20日水曜日に大崎第二、21日に大井第三地区を対象に説明会を実施しております。

大崎第二地区につきましては78名、大井第三地区につきましては72名の方がお越しになり、合計では延べ633人の方が説明会に出席したところでございます。

そのほか、開催されていない5地区につきましても、現在、国と調整中でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願・陳情に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

本日は、今期の区議会の最後の建設委員会ということになりますので、今回、請願審査・陳情審査で仮に継続となってしまいますと、そのときに廃案になってしまうということもありまして、やっぱり今期の議会の責任として、しっかりと議論をし尽くして結論を出していきたいという思いがあります。

さまざま区民の方々から出された請願・陳情が、継続のものも含めて7本ということなのですが、ちょっと多いので順に聞きたいのですが、まず、低周波音ですが、今回新しく出されたものです。今回の新ルートによって、区内にさまざまな環境被害が考えられると思いますけれども、低周波音というのもその1つだと思います。なかなかスポットが当たってこなかったのですが、こうした区民の方から請願が寄せられるというのは当然かと思ひまして、心配されるのは当然だと思います。その影響がわからないということであれば、なおさらだと思います。

低周波音について伺いたいのは、現状で区への相談はどれくらいあるのか。飛行機に限らず。また、どのように対応、解決しているのか伺いたいと思います。

あと、航空機の低空飛行による低周波音の影響を区はどのように考えているのか伺います。

○小林環境課長

航空機に限らず、区に寄せられている低周波音由来の苦情、相談等でございますが、直近でいきますと、平成29年、平成30年とも2から4件程度というところでございます。

対応方法としましては、まず現地を我々職員で確認をいたしまして、その音が我々が持っていく測定器で低周波音かどうかを判断できる機械を持っておりますので、それを測定して確認をしているところでございます。

平成29年、平成30年の相談につきましては、現地を確認したところ、最終的には低周波音ではなかったというところがございます。

それから、航空機に対する考え方でございますが、先ほどお話ししましたように、法規制がなかなかまだ整っていない状況の中、あわせて国のほうはまだ研究段階のところは今まで示されたところがございます。さまざまな要因があるのかと思っておりますが、引き続き、国の動向等を注視しながら、その法整備については注視してまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

区としては、低周波音かどうか測定し確認をして対応をしているということなのですが、そうした対応を行うということは、低周波音の影響が健康被害にとって一定影響があるということがあるから、そういう対応をしていると思うのですが、航空機からの低周波音はどれくらい出ているのかというのは区は把握しておられますでしょうか。伺います。

それと、教室型説明会の陳情も出ておりますが、マスコミ対応はあとでお伺いしたいのですが、教室型説明会、これは出席者の人数が報告されておりますが、これはかなり特殊な形式で行われてまして、対象地域内の方と地域外の方、場合によっては区外の方は排除してしまうということがあるのです。その出席者数の中に地域外の方はきちんと入っているのかお伺いします。

○小林環境課長

低周波音の健康被害との関連でございますが、国もこれらに対しては個人差があつて、現段階では研究段階というところがございます。なかなかこれについては、やはり捉え方が人それぞれあるところがございます。また一律的な判断はしかねるというところが国の現状でございます。区としても同じ考えでございます。

それから、飛行機から発生する低周波音でございますが、低周波音は、先ほど申し上げましたように、生活していく中ではさまざまな音が出ている中で、さまざまな音の中から低周波音も出てございます。ジェット機単体で低周波音の把握についてはなかなか困難であるというふうに認識しています。

○鈴木都市計画課長

地域への説明会に出席された方の人数でございますが、先ほど、633人というところでご説明差し上げましたが、その中に地域外の区民の方の人数も含まれているというようなところでございます。

○安藤委員

初日とかは、最初のほうの混乱もあったかもしれないのですけれども、会場の下まで行っても入れなかった、追い返されてしまったという区内の方もいらっしゃったので、実際はもう少し多いのかなというふうに思います。

低周波音は、この請願にありますような、少なくともどういう程度で、1日の低周波音の合計時間量、1年間の低周波の合計時間量について説明をしてくださいとありますが、どのような音量を浴びせ続けられるのかという、それが健康被害についてはいろいろ諸説あるということですが、やはり最低限これを把握しなくてはいけないのではないかとというふうに思いますけれども、その把握についてはいかがということが1点。

それと、この請願項目の5番にあるような、少なくとも国が保有している低周波音についての資料ですとか、そういった情報公開は絶対必要だと思うのですけれども、そこら辺は私は国に求めていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

把握という観点のご質問かと思いますが、こういった低周波音のご心配、さまざまご懸念ということは既に届いてございます。それらとあわせて、引き続き、区としてもしっかり国が責任を持って検証して、その結果を丁寧に説明するものだろうというふうに考えてございます。引き続き、国に対してはそういったところにつきましては、そういった声があることについてはしっかり伝えてまいりたいというふうに思うところでございます。

○安藤委員

やはりこれは大変大きな心配だと思うのです。自治体として、測ってみたらそうでなかったということもあるかもしれないのですけれども、実際にそういった相談も寄せられているわけですし、この請願にありますような調査をして、一体どれくらいの音にさらされるのかという調査と、その周知徹底は本当に大事だと思いますので、ぜひそれはこの趣旨で、品川区としても国にさまざまな、この新ルートに対する影響の中の1つの大事な観点だと思いますので、ぜひ求めていただきたいと思います。

説明会のほうに移りますが、説明会で、以前に出されましたアンケート実施、平成30年第18号の請願にはアンケート実施を求めることがありましたけれども、教室型説明会自体は、請願等も含めて区民の声と議会と区の働きかけで実施されたということでよかったと思うのですけれども、やっぱりその中身で非常に問題点もあります。一般質問等でも指摘させていただきましたけれども、とりわけ住民説明会で住民の理解を何をもって得たと考えるのか、その基準は何なのだという質問が繰り返し出されておりましたけれども、国は、区や都とよく相談して決めたい、区長や都知事というお話も出ましたけれども、繰り返しておりまして、最後まで住民と区民の意向を聞くと言わなかったのです。これは私、大問題だと思います。これだけ区民生活への大きな被害をもたらす計画で、地元の住民、区民の意見を聞かずに強行というのは、絶対許されないと 생각합니다。伺いますけれども、区民、住民の直接の意向の

確認なしに計画を実行してもよいと区も考えているのか伺いたと思います。

また、「相談相手」というふうに言ったのです。国は、区と都とよく相談して考えますみたいなことを言っていたのですけれども、相談相手と指名されているわけなので、区の責任は私は大きいと思っ
ていまして、品川区が区民の意向の確認なしに回答をするということはあってはならないのではないかと。
そういった意味でも、このアンケート実施ですとか、あるいは代表質問でも提案させていただきました
けれども、住民投票というのはすごく大事なのではないかと思うのですけれども、区は、住民の意向の
確認なしに回答をするつもりなのでしょうか。相談相手と指名された区の考えを伺います。

○鈴木都市計画課長

まず、区では、この飛行ルート案が公表されて以降、さまざまな手法を使って区民への丁寧な周知、
説明をしていただきたいというところは再三申し上げてきた中で、今ご紹介いただいたように、その手
法の1つとして、教室型説明会がようやく昨年末から行われてきているというところで、先ほどご紹介
したとおり、13地区全てにおいて説明会を実施していただくように求めてきたわけですが、飛行ルー
ト直下を含めて8地区については終了しまして、今現在、5地区について協議を行っている。並行して
今後もオープンハウス型の説明会等も検討していただけるように、国のほうには申し上げているところ
でございます。

最終的な地域の理解というところでございますが、区としましては、現段階としまして、その説明会
の実施に向けた調整も行っているところでございますし、やはり丁寧な説明会を今後もしっかりやって
いただきたいというところでございます。

その中で、説明会の中でも声として上がっていた最終的な理解をどう判断するのか、都と区に相談す
るというところでございますが、それは説明の責任主体である国がしっかり最終的にどう判断していく
かということを示していただきたいというところが、区の率直な今のところの考えでございます。

○安藤委員

ちょっとわからなかったのですが、国が判断を示していただきたいと言っていましたけれども、国が
やりますという判断を示してもらったら住民としては困るわけですね。区としてもそういった判断が出
た場合は困ると信じたいのですけれども、私が伺ったのは、今の答弁ですと、国に判断してもらいたい、
住民の意向は別に関係ないという、そういう立場なのでしょうか。伺います。

○鈴木都市計画課長

住民の意向は全く関係ないということではひとつもございませんで、やはり地域の方、区民の方に少
しでも理解していただく、あるいは理解を深めていただくために、今、区としては、そうした説明会、
多様な手法を活用した説明会、説明手法をお願いしているところでございますので、そうした意味では、
区民の方の理解なしに何か最後の判断をしていただきたいということでは全くございません。先ほど申
し上げたところは、区民の理解を深めていただくための手法ですとか、最終的にどういう形で理解が深
まったかと判断するのは、今、この事業の計画主体である国が最終的に判断を行うわけですので、そこ
をしっかりと見据えながら、国にこうした理解を深めるための取り組みをさらに進めていただきたいとい
うところでございます。

○安藤委員

わかりました。そういう意味だったのですね。理解を深めてもらうよう努力するのも国だと、どれだ
け理解が深まったかどうかを確認するのも国だということなのですが、それは区が余りにも自分がない
かなというか、住民主体を何だと考えているのかといいますか、区民の意向をどれだけ重く受けとめよ

うという姿勢があるのか、すごく疑問な答弁だと思います。やっぱり私は、区として住民のこの計画に対する意向をはっきりと確認をする必要があると思います。

昨日は、沖縄でも新基地建設についての県民投票が、投票率も高く、多くの方の参加で示されたわけですが、品川区にとっても、本当に住民生活にかかわる重大事ですし、区长選後の一般質問でも私たちは、羽田新ルート撤回が民意だというふうに思うと、区はそう考えないのかということのを伺いましたけれども、部長の答弁は、いや、選挙というのはいろいろ、シングルイシューではない、いろいろあるのです、総合的な中でありますということでした。であるならば、品川区にとって重大な羽田新ルートについての区民の意向をしっかりと区が踏まえる、まず確認するというのをなぜやらないのか、区民投票の実施とアンケートの実施は、これはやっぱり請願でも出されています。こういう意向の調査、実施、区民投票、こういったものはやるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

この事業の実施主体である国が今、教室型説明会という形で、順次、地域のほうに説明していただいているというところがございます、その事業の内容について、区民の方に直接しっかりご説明していただいて、その場で質疑をしていただいて、それを受けて国がまた回答するというところがございますので、この区民の方のご疑念、不安に対して回答するのは、区が把握して回答するのではなくて、これはやはり国が今直接そういう場を設けて順次やっていっている途中でございます。そうした意味では、再三になりますが、これは区が何かをして、それをお知らせするというのではなくて、これは事業主体の国が、区で、議会でも求めてきた形で、今、行われているわけですので、その中でしっかり答え、あるいは理解を深めていただく取り組みをしていただくというのが区の考えでございます。

○安藤委員

この計画に対しての態度は置いておいたとしても、やはり区民がこの計画に対してどういう判断をするのか、思いを持っているのかということ、区として把握すべきだと言っているのです。区がやらない理由といいますか、それは何なのかお伺いします。

○鈴木都市計画課長

区民の方の不安、あるいはご疑念に対して回答すべきは、これはもう間違いなく国でございます。事業を行っている国でございます。そうした意味では、今その取り組みが進められているわけですから、区がそれにかかわって何かを行うということではございません。これはやはり、再三申し上げているとおり、事業主体、責任ある国が行うべきだということでございます。

○安藤委員

国は区民には聞かないと、そこまでは言いませんけれども、何回聞いても、地元の理解という中に区民ということと言わない、そういう中で、区民の意向が無視されて、このまま計画が強行されかねないというような状況が目の前に広がっているという中で、品川区として住民意向を確認する何らかの、請願ではアンケートと書いています。あるいは、住民投票でもいいでしょう。そうしたことを確認することすらしないというのは、一体品川区はどういう考えなのか、もう一度伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

ご質問いただいた区民の不安、ご疑念に答える、あるいは、そもそも中止をしてほしいとか、そういった声も説明会では出ているということは、当然、私も同席しておりますので承知してございます。そうした声に今後もこの教室型説明会、全ての区民、全員に向けて、今、取り組みを行うよう調整しておりますが、そうした中で回答していただくというところは、区としてはやはり再三申し上げて

いるとおり、この事業主体である国が行うべきでございますので、何か区のほうで住民投票を行うとか、そうしたところは、現在、全く考えてございません。それはやはり区民理解がどう深まったか、あるいは、今後どう区民にさらに丁寧に行っていくかというところは、国のほうでしっかり考えて行っていただきたい、これは当然国が行うべきだというところが今の区の方考え方でございます。

○安藤委員

全くナンセンスだなと思うのですけれども、国が住民の意向、声を聞くという姿勢を全く示していない中で、国にそれを行うべきは国ですといくら言っても、それは言い逃れにしか聞こえないと私は思います。まさに国が住民の意向を無視して、この計画を着々と進めていっているときに、品川区がそういった立場に立たない、住民の意向すら確認しないというのは、私は本当に民主主義を何だと考えているのかというふうに思わざるを得ません。

私ばかりしゃべってもあれなので、一旦やめます。

○筒井委員

この羽田新飛行ルートについてですけれども、国は、健康被害についてのデータとか、また、アンケートもやるそぶりを見せないことや、または、説明会でマスコミを排除するなど情報公開も不十分な状態が続いております。私としては、やっぱりこの羽田新飛行ルートは、国が自信を持った政策でしたら、堂々と区民の出した疑問に答えるべきだし、マスコミにもしっかり公開をすべきだと考えております。そもそもこのように区民の多くが、二分どころか、むしろ反対のほうが多いような状況ですけれども、政策的に無理筋なものではないかと考えておりますので、区としても羽田新飛行ルートについて、かなり厳しい姿勢で区民の不安や区民の生活を守るために、ぜひとも頑張っていただきたいというところでございます。

まず、今回新しく出された健康被害についてですけれども、2018年10月にWHOのガイドラインも更新されました。1日平均になりますけれども、45デシベルを下回るように求めている。今回、羽田新飛行ルートが1日3時間の話ですけれども、その3時間、45デシベルを上回る音、品川区としては70デシベルとか80デシベルぐらいの騒音になるのですけれども、それは人体に影響がないとは言えないと、客観的に言ってもそう思えるのですけれども、そのあたり、今回の健康被害、WHOのガイドラインも更新されたことを受けまして、区として健康被害についての実態調査などを国に対して求めるお考えはあるのでしょうか。また、国に対してしっかり健康被害についてどう考えているのかを求めていっていただきたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○小林環境課長

健康被害に関する実態調査というご質問かと思いますが、先ほど申し上げたとおり、なかなか音に関して、低周波音と健康被害に対してというところは、非常に個人差があって、まだまだ研究段階であるというところは、いろいろなところで言われているところでございます。調査をした中で、どういった結果が出てくるか、そういうところについては、やはりなかなか個人差もございますので、そういうところは、今、一定研究が進められている中でございますので、もうしばらくその辺の動向を注視しながら必要な対策を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○筒井委員

万が一、羽田新飛行ルートが通った場合、それで心臓疾患とか精神的な疾患が出た場合、非常に大変なことになると考えておりますので、後々になって後悔しないように、これはしっかり国に対して求めていっていただきたいと考えております。これは要望で終わります。

次に、教室型説明会ですけれども、この陳情にもあるとおり、マスコミの方を排除して、国土交通省の職員の説明や、それに対する区民の方の質問など、中身の公開をしていない状況でして、私も一番最初の教室型説明会に行きましたところ、冒頭だけで、あとはマスコミを排除するような状況が続いているのですけれども、ただ、区民の方からの発言だと、マスコミの撮影は大歓迎だという声が多かったように思います。もちろんマスコミの取材は嫌だという方もおられるかと思いますが、撮影の可否をその場の区民の方の意見を聞いて、どちらが多いのかという決をとるなり、また、この陳情に書いてあるとおり、撮影エリアと非撮影エリアのエリア分けをすればいいのではないかと考えておりますけれども、そうしたエリア分けによって今後の教室型説明会でマスコミの方がぜひ来られるように、区としても国に対して要望をしてほしいのですけれども、その点、いかがお考えなのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

教室型説明会のマスコミへの公開といいますか、取材の対応でございますが、これは区としましては、マスコミ等を排除する理由はないということで、1回目の説明会の打ち合わせの当時から国には申し入れてきたところでございます。先ほどご紹介いただいたように、国としましては、やはり参加自体をためらう、あるいは、いらっしゃったときに発言をためらう、そういったことがあるので、マスコミは遠慮いただきたいということが国のスタンスでございます。やり方とすれば、ご紹介いただいたように、プライバシー保護のやり方はさまざまあるかと思っておりますので、それもあわせて国のほうには、マスコミの取材について、区としてはそういう対応を図りながらしていただきたいというところはお願いしてきているところでございます。しかしながら、国は、先ほど申し上げた理由で、マスコミの取材はお断りするところが今の国のスタンスということでございます。

○筒井委員

今回、陳情で出された撮影エリアと非撮影エリアを分けるというプライバシーや個人情報が保護された状況での説明会にすればいいのであって、何ら問題がないと思います。今述べたように、撮影エリア、非撮影エリアを分けた段階で、区としては国に対してマスコミを入れてくださいと、ぜひこれを求めている、気になるのは、それに対して国の回答だと思います。なおマスコミは入れさせないという回答だったら非常に問題だと思うのですけれども、その点、ぜひエリア分けの案を伝えて、それに対する国の回答をぜひ聞いてきてほしいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○鈴木都市計画課長

区としては、マスコミの方をお断りする理由がないということなのですが、会が終わった後の区民の方からのお声の中に、マスコミについては、ちょっと嫌だとか、そういった声もあるのは事実でございます。したがって、マスコミ、あるいはプライバシーの配慮は、やはり慎重に最大限考慮しながらやっていかなければいけないというのも、これは事実でございますので、その辺も、今日、陳情の中にいただいた、今ご紹介いただいたエリア分けをするとか、そういったところも含めて、国のほうにはしっかり伝えていきたいというところでございます。

○筒井委員

ぜひそれを受けて国の回答を後日お聞かせいただきたいと考えております。ぜひよろしく申し上げます。

教室型説明会、今度は中身のほうなのですけれども、私が参加した会、ほかの教室型説明会でも、全体的に参加した区民の方から、反対の意見が圧倒的多数という状況なのですけれども、そうした状況をももちろん品川区としても、課長はそうした状況をご存じかと思うのですけれども、その状況も当然国土

交通省の職員の方もとらえて、圧倒的多数が反対の意見ということ国土交通省は承知していると思うのですが、そうした圧倒的多数の参加区民の反対という状況を受けて、国はどう考えているのでしょうか。区として、そうした質問をしたことはあるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

毎回、参加されて、その中でおおむね10名程度の方が質問をいただいて国が答えるという形で行われてきてございますが、その中には、実機を飛ばして検査飛行を行っていただきたい、あるいは、なぜ住宅の防音工事助成が対象ではないのかとか、そういった声、あるいは、先ほどご紹介しましたように、計画自体を中止にさせていただきたいという声もございます。区としましては、その中で出たお声に対して、例えば先ほどの実機を飛ばした検査飛行を、飛ばしていただいて、音を体感したいというところ、あるいは、落下物あるいは騒音に対するご不安の部分について、その都度、あるいは、さまざまな別の機会も捉えてでございますが、国のほうには求めてきているというようなところでございます。

○筒井委員

私として聞きたいのは、国はそうした区民の反対の声を聞いて、どう考えているのかということを知りたいので、何か国土交通省の職員の方など国側の意見は聞いているのか。聞いていましたら、ぜひそれを教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

例えば、実機を飛ばして騒音を体感したりというところは、その場でも国は答えていますが、やはり今、新飛行経路に対する保安施設の整備中だということではございまして、この整備が完了しないうちは実機を飛ばすことができないという回答でございます。1つ1つといたしますか、中止を求めるということに対して一問一答での国への確認はしてございませませんが、具体的に区がこれまで要望してきた取り組みにかかわるようなところについては、さらに掘り下げて国のほうにはお願いをしてくれているというところでございます。

○筒井委員

ルートは飛ばすけれども、試験飛行や一般住宅の防音措置はやらないというようなお答えしか国はされてこないのですけれども、これだと区民は納得できない状態ではないのかと考えております。

さきの一般質問、代表質問等の中で、部長は、教室型説明会で説明内容、知識の理解は区民の方がされたかと思うのだけれども、決して羽田新飛行ルート自体の理解が十分とは言えないというようなご答弁もありました。また、その説明もそもそも十分ではないということで、結局、区民の羽田新飛行ルート自体の理解があるかどうかというのは、先ほど課長も求められているとおっしゃっていましたがけれども、国がアンケートをやっていただいて、区民がどう思っているのか、賛否両論あると思います。私としては反対のほうが多いのかと考えておりますけれども、国のアンケートは、やっていただけないものなのでしょうか。区は求めているとおっしゃられましたけれども、国はそれに対してどう回答されているのか、ご存じでしたらお聞かせください。

○鈴木都市計画課長

国がアンケートの実施に対してどう答えているかというところでございますが、これは先ほどご紹介もありましたが、説明会の中で区民の方からそうした要望も上がってございます。それに対しての国の回答は、東京都あるいは自治体のほうと協議しながら検討していくという回答でございます。

○筒井委員

検討ということで、ぜひやっていただきたいと思いますのですが、結局、品川区の努力でいろいろ

陳情とか区民の声、議会の声もありましたけれども、結果的に品川区の努力によりまして、教室型説明会実現ということに至ったわけですから、教室型説明会の実現に続いて、ぜひ国のアンケートをやっていただきたいと考えております。検討している状況だと思うのですけれども、もうそろそろ回答をいただきたいと考えております。

結局、先ほど、羽田新飛行ルート自体の理解が得られていないまま、国のアンケートをやらないという状況だったら、羽田新飛行ルート自体の理解が進んでいないまま、これをやるということになってしまうのですけれども、それに対してどう考えているのか。国のアンケートの実施と、アンケートが実施されない、区民の賛否がわからないまま羽田新飛行ルートが強行された場合、これに区としてどう対応していくのかお聞かせください。

○鈴木都市計画課長

現在、区が国に求めていますのは、全地域での教室型説明会も含めたさまざまな手法での丁寧な地域への周知を図っていただきたいとお願いしてきているところでございます。

理解が進んだかというところにつきましては、質問していただいている方の中には、基本的な質問として、どこを飛ぶのですかとか、ある意味、全く知らなかったところを、一歩二歩、理解を進めていただいたという感触も区としては得ているところでございます。そうした意味では、今後も説明会を通して、あるいは、さまざまな手法を通して、地域住民の理解を深めていただく取り組みを国に求めていくというのが区の今現在の方針というか、取り組みの姿勢でございます。

○筒井委員

羽田新飛行ルート自体の理解を区民の皆さんに得ていただかないといけないと考えておりますので、その理解を得られたかどうか分かる判断材料としましては、やはり国がアンケートをやって、その結果だと考えております。今、結局、区民の声があらわれているのは、教室型説明会での区民の方のご意見で、ほとんどそれしか資料がない状態ですから、先ほど述べましたとおり、その中で反対的な意見が多い。そうした状況で羽田新飛行ルート自体の理解が得られたということは、完全に事実誤認に近い状況だと思いますので、やはり最終的に区民の皆さんがどう考えているのか、国がアンケートを行うべきだと思っていますので、教室型説明会実現に続いて、国のアンケート実施をぜひやっていただきたいと思っていますので、ぜひ国のアンケートを求めていっていただきたいと思います。また改めて国のアンケート実施について、どうお考えなのか……。

○鈴木都市計画課長

区の求めに対して区民への丁寧な説明を国が進めていく中で、地域の理解をどう得たかというところにつきましては、これは事業主体である国が責任を持って考えて実施していただきたいということが、区の今のスタンスでございます。

○あくつ委員

2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

請願で新たに低周波音公害というところでの問題が出たのですけれども、先ほど、環境課長のご説明の中で、数年に何回かそういう相談があつて、品川区ではそれを計測できる機械を持っているので計測をしてみたら、結論とすれば、低周波音ではなかったというようなご説明があつたように聞こえたのですが、これはいわゆる航空機、今は新ルートを飛んでいない状況で、航空機の低周波音被害について区民の方から訴えがあつたのか、そこの事実関係を確認させてください。

○小林環境課長

昨年と今年あった実績の中身でございますが、把握する限りでは、特に多かったのが室外機からの音についてでございます。

○あくつ委員

わかりました。先ほどそこがわからなかったのが、低周波音、ここの説明にも書いてありますけれども、トラックとかバスのエンジンからも常時発生していると、身近に存在しているとあるのですが、国の法律等においては、規制基準等は設けられていないということです。

それと、WHOについては、これは騒音というところでのガイドライン、L d e nの基準がありますけれども、おそらくそういうところにも反映はされていないのかということで、この方は根拠として論文等を挙げておられるのですけれども、例えば、伊丹空港は、これから品川区で国が計画をしているような3時間どころか、朝早くから夜遅くまで1日中同じような高度を飛んでいるという中で、騒音の話は、現地も調査しましたので、当然私も伺っているのですが、低周波音公害ということについて、何か品川区として把握をされている、現状飛んでいるところ、これは世界の空港もそうですけれども、何かそういうことがあったのかどうか教えてください。

○小林環境課長

市街地上空を飛んでいる空港ということで、今お尋ねがありました伊丹、あるいは福岡とか、成田空港とか、現状でいきますと、羽田も一部大田区とかということですが、それぞれ我々のほうでも国とか関係自治体に確認しているところがございますが、いわゆる低周波音が原因で健康被害があったという事例は、把握している限りではないということが回答でございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。確認だけさせていただきました。

ただ、だからといって、ないと言っているわけではないのですけれども、確かにないものを証明するのは国会答弁でよくあるのですけれども、非常に難しいというところもあります。また、未知の部分もありますので、これは何とも言えない部分かなと思います。

教室型説明会の部分について、私も地元で2カ所ございましたので、2回とも参加をさせていただきました。その中でさまざまなご質問が出て、国土交通省からの答弁がありました。答弁というか、回答、説明があったのですけれども、正直な率直な物の言い方をすれば、国土交通省ももうちょっと配慮のある説明をすればいいなと私は個人的には思いましたけれども、その中であのやりとりの部分については、先ほどからもいろいろ質疑がありましたけれども、これについては、どういう質問があつて、どういう回答をしたのかというような、議事録ではなくてもいいのですけれども、何かそういうものを、今後、国が公開をしていくような話は、品川区に対してあるのかどうか。例えば、今、さまざまなニュースレターみたいなものも出ているのですけれども、そういうものの中に反映をされていくのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

実施されてきております教室型説明会の議事録等でございますが、この公開といいますか公表につきましては、区のほうでは国にこれまで1回目以降、求めてきているところございまして、国の回答といたしましては、他区でも順次開催されてきつつある中で、そうした全体の中で地域あるいは区民の方への周知については、先ほどご紹介いただいたニュースレターも含めて検討していきたいというところの回答はいただいております。

○安藤委員

地元の理解の確認のところなのですからけれども、現に国は空港の設備ですとか、あるいは防音工事の現地調査ですとか、着々とこの計画の実施に向けてやっているわけなのですからけれども、現実的に区民の、住民のこの計画に対する理解の確認がないままに、局面としては、これから考えられますのは、議会でもよく質疑がされますけれども、国の具体化の協議会、それに向けての都の連絡会が行われるわけですね。その連絡会には、はっきりと品川区が無言、何も発言しないことも含めて態度表明を迫られます。そこに参加するのは品川の副区長ということですからけれども、住民の理解が確認がないままに、この連絡会が開かれる、品川区が態度を問われるということになってもいいと考えているのか伺います。

○鈴木都市計画課長

今ご紹介いただきました具体化に向けた協議会、その前段階の東京都が主催の連絡会、これにつきましては、まだ実施についての通知ですとか、あるいは、具体的にどのタイミングで、どういう目的で、どういうことを協議するために開くといったところは全く現時点では連絡が来ていないところでございます。区としましては、今、国に求めている地域への丁寧な理解を進めていただくための取り組みを引き続き求めているところでございますので、今後も落下物、騒音対策も含めた取り組みをしっかりと国のほうに求めていきたいというところでございます。

○安藤委員

全然質問にお答えになっていただけないのです。目的ですとか日時はそれはこれからですけれども、どう見ても1年後には、オリンピック開催の年になりますし、その前に説明会でも説明がありましたように、さまざまな検査飛行とか、いろいろ手続を経て告示されて飛ばされるわけですからけれども、この1年間の前に必ずあるということです。その目的も、ちゃんと協議会や連絡会の目的は明記されていますし、国の具体化のための協議会に意見を集約、各自治体の意見を集約するための連絡会という会議ですから、はっきりしていると思うのです。そこで、このまま住民の、教室型説明会では反対の方の意見がほぼ9割以上といますか、中には、嫌だけれどもメリットはないのかみたいな、そういう質問はありましたけれども、賛成という意見はないのです。そうした中で、これが民意だと思いますけれども、こうした現状の中で、反対している区民がほとんどだという状況だと思うのです。そういう客観的な状況があると思うのです。それに区がしっかりと反対を表明してくれればいいのですけれども、繰り返しますけれども、私が伺ったのは、住民の理解の確認なく連絡会が開かれますけれども、品川区はそれでいいのですか。そういう場合、どうするのですか。住民の意向を確認しないまま、区の独断で態度表明するのか。賛否を表明しないという黙認、イコールそれは容認だと思いますけれども、そういったことも含めて態度表明するのか伺います。

○鈴木都市計画課長

先ほど、私のほうで答弁させていただいた内容は、今、区が国に地域への丁寧な説明をしていただきたいという中で、国が教室型を含めたさまざまな手法で説明を行っているところでございます。そうした中で、まだ開催が決まったという連絡が来てございませんで、そうした意味で、決まっていな中で、一方、国は教室型説明会を含めた説明会を今後やっていくというところでございますので、そうした意味での答弁をさせていただいたところでございます。連絡会が具体的に決まっていな中で、仮定の話ではお答えできないといますか、区が求めているのは、国も今やろうとしているのは、理解を深めるための取り組みをしていただいているというところでございまして、答弁差し上げたところでございます。

○安藤委員

全く今の説明を聞いて納得される方はいないと思います。そのような行き当たりばったりでいいのか

という、そういう問題も前提としてはありますけれども、では、伺いますけれども、連絡会が開かれる、これは絶対に開かれるのです。都議会でもそういう質疑がありました。その連絡会が開かれたときに、品川区が何らかの態度表明を迫られるわけなのですけれども、まさか欠席はしないと思いますけれども、そうした中で、品川区としては、その態度表明に品川区民の、住民のこの計画に対する賛否の度合いを全く考慮することなく態度表明をするということなのではないでしょうか。私は正確な住民の意向を品川区として調査してつかんで、それを当然、その場で代表として態度表明すべきだということが当然だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

東京都主催の連絡会、実施時期が、今後、1回なのか、あるいは複数回あるのかを含めて、先ほどご紹介いただいたように、目的のところに情報共有や意見交換を行い、国が設置する協議会に反映させるということは明記されておりますが、今後、実際の回数あるいは中身について、まだ何ら全く示されていないというような状況でございます。当然、その開かれるときに対して、区としては、そのときの状況を踏まえて、区としての考えを、あるいは方向性について、対応方針について、区としてはしっかりお伝えするということが当然考えてございます。

○安藤委員

私は、本当に区民の意向を無視して区が容認するということが、もちろんあってはならないですし、少なくとも住民の意向を踏まえて判断をしないといけない立場にあると思います。品川区の住民投票ですとか、アンケートの実施は、本当に強く求められていると思います。区の認識を求めたいと思います。

ちょっと違うところなのですけれども、WHOのほうです。2018年10月のガイドライン改訂で示された生じるおそれがあるという健康被害ですけれども、具体的に何を差しているのか伺いたいと思います。

また、基準に照らして、今回の新ルート下における品川区は、上回っている地域が生じるのか、L d e n 4 5以上になるところは生じる地域があるのかどうか伺いたいと思います。

○小林環境課長

2018年10月に改訂されたガイドラインの中身でございますが、全て読んでいるわけではございませんが、航空機だけのところを捉えて概要をご説明しますと、航空機の人間への健康影響の中で、例えば心臓病、高血圧、いらいら感等のところを評価したというところで、その中でL d e n 4 5で10%の方がいらいら感を伴うという意見があったというところが、その中身の大きなところかと捉えてございます。

区内でL d e n 4 5の範囲はどうかということにつきましては、区としてはそれに対してシミュレーションしているわけでもございませんので、区としては把握しているところではございません。

○安藤委員

非常に重大な改訂だと思いますし、もともと改訂の前の旧基準そのものが非常に緩いものであったのです。例えば、20秒継続する最大騒音のレベル85デシベルの騒音が毎晩発生しても、住居地域の環境平均値は下回ってしまうとか、また、これまでの基準は、技術的事由によって基準値が緩和されていた経緯があります。つまり、実態としてあまり基準値を低く設定し過ぎてしまうと飛行機が飛べなくなってしまうということもあったのか、そういった経緯があるのですけれども、低騒音機の普及が進んでいる今、その基準を検証する根拠もなくなってきたという背景があります。やっぱり時代が健康

被害のリスクを高める騒音を大きな環境問題だと、大気汚染とともに、それと同等、それ以上の環境問題だとして規制する方向に動いているというような中での今年のこういった改訂だということで、新ルートで騒音を呼び込むというのは、こんな趨勢に照らして本当にあり得ない、WHOもびっくりだというふうに私は思います。重大なことだと思うのですけれども、区としてはわからないということですが、では、伺いますけれども、国にはこの問題、改訂を受けて、重大な区民への影響が心配される改訂だったわけですが、国には、L d e n 4 5を上回る地域が品川区に生じるのですかということとは伺ったのか、確認したいと思います。

○小林環境課長

区内のL d e nの範囲、今現在、国が調査を行っているところという話であります、説明会でも話がありましたように、各省庁、その中身については精査をしているという状況がございまして、精査していく中で、今後、どういったことができるのかということを取りまとめている最中でございます。区としまして、その状況をしっかり注視していくことが重要かと思っております。引き続き、動向につきましましては、国から情報をしっかり得ていくことが今の段階では必要だと思っております。

○安藤委員

これは健康への影響ということで、非常に重大なところだと思うのです。国が今精査中という話が教室型説明会でもあったという話ですけれども、この請願にも書いてありますが、L d e nというのは、いつも説明会などでは住宅防音工事助成対象の地域は品川区ではありませんということを説明するために現状の地図を出されるわけですが、それは1つ、L d e n 6 2が目安になっているのですけれども、品川区の羽田空港の地図の周りに線が引かれるわけですが、これが4 5かどうかというのは、わかるのでしょうか、もう現状でもすぐわかるでしょうかと私は思うのです。やはりWHOがL d e n 4 5以下にしなければ健康への重大な影響があるのだということ、基準、ガイドラインを出した以上、それが品川区、今回の新ルートにとってどうなのかということ、まだ精査中というのは、私はちょっと信じられないといえますか、区民の健康を一体どう考えるのかと思うのですけれども、これはすぐわかるものなのではないですか。区として、すぐ出せというふうに言うべきなのではないですか。伺います。

○小林環境課長

L d e n 4 5が区内にどういうふうに広がるかということにつきましましては、実際、私どもが直接、区の職員が分析するわけでもございませぬので、どれだけの作業が必要で、どれだけ時間がかかるかということにつきましましては、区としてはお答えすることはできないと思っております。

○安藤委員

別に区に直接測定しろと言っているわけではありません。環境課としての矜持みたいなことが問われてくると思うのですが、区民の健康に対して守るという意識を持ってもらって、自分で測定しなくてもいいです。ちゃんと国に、こういったことが出ました、大変な問題ですと言って詰め寄るぐらいのことをしないと、区民の命を守れないし、ましてや、このような新ルートを、重大なガイドラインの改訂が出ているにもかかわらず、その影響がわからないままに、どんどん目の前で進められているのに、そこに怒りを持って対峙しないというのは、一体どうなっているのだと私は思います。国と区は、そのような関係なのですか。私は自治体として、しっかりと区民の立場に立って地方自治を發揮して対等な立場でおかしいものはおかしいということをおっしゃらないと私はずごく思います。そこら辺は強く、L d e n 4 5の影響がどうなのかということをお国に出すよう求めていただきたいと思います。

最後、説明会のほうの報道機関の問題ですが、一般質問では、この問題を私たちも質問させていただきましたけれども、先ほどご紹介されましたように、国は取材が入ると参加をためらったり、発言を控えたりする影響が想定される。あるいは、撮影、録音は参加者のプライバシー保護の観点から控えたいと述べているというふうに紹介した上で、これらの判断は説明責任を負う国が判断するものというご答弁でした。しかし、あまりに国の言いなりではないでしょうか。私は、区が、これ、共催と言っているわけですから、強く出て、公開しましょうと、陳情にありますように、こういうやり方で、こういうふうで開催しますと区として設定して、国にやってほしいということでやればいいではないですか。なぜそれができないのですか。上意下達なのですか。これは国が言ったことに対して、区は従わなくてはいけないという関係なのではないでしょうか。私は、そういう形式で今後の説明会はプライバシーに配慮しつつ、そういう説明会にしていくということを区が宣言して国に出席を求めるやり方を求めますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

この教室型説明会の実施に当たっては、長い時間、区で国に強く求めていった中でようやく実現した取り組みでございます。今、委員ご提案の中で、例えば、区が主催をして、プライバシーに配慮しながらマスコミを入れますので、国から説明をお願いしますというやり方で、再度、仕切り直すというやり方については、今までの国との協議、調整の中で、ようやく実現した教室型説明会、だからといって、何も開催当時から、1回目の当時からマスコミはこういう理由でご遠慮いただきますといったものに対して、そうですかというところで区が引き下がったというか、そうした経緯は全くございません。1回目の開催に当たっては、このマスコミを含めた対応については、大分内容を濃く協議をさせていただいたのですが、やはり国はそういう理由で取材をご遠慮いただきたいというところがございます。この内容につきましては、今、継続して国には求めているというところがございますので、あと5地区残っておりますが、継続して国には求めていきたいというところが区の考えでございます。

○安藤委員

ぜひその立場で強くお願いします。

そして、区からそういうお話が出れば出るほど、なぜ国はそのようにマスコミを排除したいのだというふうに思わざるを得ないのです。私、わかったのですけれども、第三日野小学校ですとか、三木小学校に参加させていただいたのですが、国がマスコミをシャットアウトしたい理由があるなとつくづく実感いたしました。

それは、率直に言って、住民の怒りが爆発していたのです。こういう場面をテレビを通して多くの国民、都民に知られたら、それは知られたくないのだろうなという、そういう雰囲気だったのです、率直に言って。

ですから、伺いたいのは、国は、マスコミのシャットアウトという方針ですけれども、品川区は入れてもいいではないか、排除する理由はないとおっしゃったかもしれないのですけれども、計画を進める国土交通省の側の都合でマスコミをシャットアウトという方針になってしまったのでしょうか。そういうふうに私は思うのですけれども、率直にいかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

このマスコミ対応に関しての区の受けとめ方でございますが、一般質問でも、今回もご答弁差し上げているとおり、区としては排除するものではないというのが基本的な考え方でございます。そうした区の考え方は、やはり国がこの計画を説明して、地域の方から質問を受けて、それに回答するという場所

でございますので、何らマスコミの方が入っていただけない理由は見当たらないというところでございます。

そうした観点で言えば、国はこうした区の申し入れに対して、先ほどからご答弁申し上げているとおりに、発言をためらう、あるいは参加自体をためらう、これは一定ここにも理由があるということは間違いないと思いますし、そうしたところを理由に国はマスコミにご遠慮いただきたいというところがございます。区は継続して、先ほど来申し上げているとおり、その対応を国に求めてまいりますし、あわせて教室型説明会の様子の公表、議事録を含めた公表について、継続して求めてまいりますというところがございます。

○安藤委員

議事録の公開も含めて、やはり多くの方、参加したくても参加できない方もいらっしゃいます。複数回の説明会の開催も求めてはいるのですけれども、やはりそういった観点から、マスコミの対応は確かに参加をためらうという方もいるということなのでしょうから、いるのでしょう。それを否定するつもりは全くありません。しかし、そうしたためらうという方も参加しやすいマスコミが入る方法は、もちろんこの陳情にも書いてあるように工夫はできますので、ぜひ多くの方が参加ができて、そしてその内容が多くの方に伝わって、区民のこの計画についての知識が増え、そして判断ができるような、そういうものに資するようなものにしていただくために頑張ってくださいと思います。

○筒井委員

この羽田新飛行ルートの関係で、港区は羽田新飛行ルートと不動産価値との因果関係の調査を国へ要請するということなのですけれども、不動産価値との因果関係の調査をぜひ品川区も港区に続いて国へ要請していただきたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○鈴木都市計画課長

不動産価値の下落につながるかどうかについては、国の今の見解は、福岡あるいは伊丹でも直接的な因果関係は認められないと、さまざまな要因によって土地の評価、価格が決まっていくものというところがございます。ただ、それが全く関係ないかどうかというのは、当然言い切れないところがございますので、これは、この1つを集中的に要望していくというよりも、さまざまな取り組みの中の1つとして国に求めていきたい、そういった声が地域の不安の声としてあるということも説明会では出ておりますので、そうした対応をとれるかどうかも含めて、ほかの今求めていることも含めて、国には求めていきたいというところがございます。

○筒井委員

この羽田新飛行ルートは経済効果がある。しかし、不動産価値の因果関係は、ほかのさまざまな要因があるからわからないというようでは、完全にアンフェアな議論なので、不動産価値との因果関係の調査を積極的に国に対して要請していただきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願います。

また、代替案についてですけれども、私はまだ諦めることなく、訪日外国人を増やす手段が羽田新飛行ルート、低空を飛ばない形で実現することがあり得ると考えておりますので、また、先日の一般質問の代表質問で、代替案の検討については、部長が緊急課題とおっしゃっておられました。私としては、東京国際クルーズターミナルもできますので、そうした大型客船の活用、また、前から言っておりますほかの地方空港の活用をぜひ行って、訪日外国人の増加を図っていただきたいと。

また、この代替案について、やはり羽田新飛行ルート以外での訪日外国人の増加達成はあり得るとい

う有識者、研究者は、探せば必ずいらっしやると思いますので、区としてもそうした有識者を集めるなどして、引き続き、代替案を国に対して迫って、ほかにも道があるということをぜひ行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。研究課題とおっしゃったので、今後どうされるのかお伺いいたします。

○鈴木都市計画課長

この羽田新飛行ルート案が公表されるまでの過程の中において、国では、その検討、審議会と申しますか、検討会が設置されて、そこには専門家も含めたさまざまな方が委員として参加して、最終的にこの案が公表されたというところで伺っているところがございます。代替案を求めるとか求めないとか、国は、例えばですが、飛行場の拡張、長期的な話になりますが、そうした話もしていますし、技術の進展によっては、飛行角度も、今後もう少し角度が上がっていくような話も伺っているところもございますので、区としては、再三申し上げている総合的な取り組みの中で、この辺についても引き続き、国のほうには申し上げていきたいというところがございます。

○筒井委員

ぜひ積極的に代替案を示して見直しを求めていく、また、今お話のあったとおり、技術の進展によって低空飛行をしなくてもいいようになった場合は、ルートの見直しを積極的に求めていただきたいと思いますと考えております。羽田新飛行ルートの固定化だけはぜひ避けていただきたいので、その点も踏まえて、今後もぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず請願・陳情の取り扱いについてご意見を伺いたいと思いますが、初めに、採決の進行についてご説明させていただきます。

今回はまず、請願・陳情全7件について、継続にする、あるいは結論を出す、いずれの取り扱いにするかのみを一括して諮らせていただきたいと思います。

そこで結論を出すことになった場合、同じく請願・陳情全7件について、各会派の態度確認を一括して行わせていただきます。その後、採決については、1件ごとに行うという流れをとらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、そのように進行させていただきます。

それでは、まず、請願・陳情全7件について、一括して、継続にする、あるいは結論を出す、いずれの取り扱いにするかのご意見を伺います。7件中継続にすると結論を出すで意見が分かれるものがある場合は、その旨ご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○大沢委員

委員長、お願いですけれども、7件ということで、もう1回確認で、7件、審査事項で(1)、(2)と振ってありますけれども、どことどこと。

○たけうち委員長

(1)、(2)、(5)、(8)、(11)、(12)、(14)、羽田関係の7件です。

○大沢委員

7件全て継続でお願いします。

○あくつ委員

7件一括継続でお願いいたします。

○安藤委員

先ほど申しあげましたように、2015年4月から始まりました今期の議会の最終の建設委員会になります。やっぱり今期の議会の責任として、一定の結論を出すべきだと思います。このまま継続にすると、自動的に廃案になりますので、これは議会の責任としてどうなのでしょう。私は非常に疑問を感じます。本日、全て結論を出すべきだと思います。態度の是非はあるにしても、結論は絶対に出すべきだと思います。

○松永副委員長

全7件、本日結論を出すでお願いします。

○筒井委員

私も全7件、結論を出すでお願いします。

○たけうち委員長

ありがとうございます。本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、これらの請願・陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長といたしましては、本件に対し、継続と裁決いたします。

それでは、これらの請願・陳情は継続と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0時20分休憩

○午後 1時25分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

請願・陳情審査を続けます。

(3) 平成30年請願第21号 都営地下鉄中延駅（東中延2丁目口）のエレベーターなどの設置に向け、品川区が東京都と連携して取り組むことを求める請願

○たけうち委員長

次に、(3)の平成30年請願第21号 都営地下鉄中延駅（東中延2丁目口）のエレベーターなどの設置に向け、品川区が東京都と連携して取り組むことを求める請願を議題に供します。

本件について、理事者から説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私からは、平成30年請願第21号に関連し、都営浅草線中延駅の状況についてご説明い

たします。お手元の資料をご覧ください。

記載の図は、駅構内図をお示ししているもので、昨年12月の建設委員会でもご説明いたしましたが、エレベーターにつきましては、まず一番下、最下層のホームから改札階をつなぐものとして1カ所、青い縦のラインですが、整備されてございます。また、改札階から地上階へのエレベーターにつきましては、地上階への出入口はA1からA4まで4カ所ありますが、そのうちA4の出入口にエレベーターが整備されており、バリアフリー法の移動円滑化経路1ルートは整備されてございます。

次に、構内図の下、各出入口の状況を写真でお示ししております。左側の写真がエレベーターのA4出入口、右側の写真がA3出入口、階段のみの出入口で、東急大井町線中延駅に近い乗り換えの出入口でございます。

また、中央の写真がA3出入口とA4出入口の間を結ぶ写真でございまして、この2つの出入口の距離はおおむね100mでございます。

次に、資料裏面をご覧ください。

都営浅草線中延駅の利用者数でございますが、1日平均の乗降人員は、平成25年度の2万8,452人から、平成29年度には3万1,144人と、5年間で2,692人、9.4%の増加となっております。

次に、東京都交通局の経営計画における鉄道駅のバリアフリールートの複数化についての位置づけでございますが、2019年度を初年度とする3カ年計画の「経営計画2019」では、鉄道駅のバリアフリールートの充実、バリアフリールートの複数化について、2021年度までに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場最寄り駅等で9駅の整備が計画されておりますが、この9駅に中延駅は含まれてございません。また、この9駅以外の駅につきましては、バリアフリールートの複数化について検討していくと位置づけられているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

前回の12月の区議会で継続になったのですが、その後、請願にもありますが、東京都と連携して取り組んでくださいということでもあります。こういった具体的な要望が出たということで、一定、委員会でも審議をされまして、その後何か東京都とこの件について進捗があれば伺いたいと思います。

それと、仮にエレベーターかエスカレーターを設置するということになった場合ですけれども、費用負担の割合といいますか、品川区と東京都はどれくらいずつになるのか、わかれば教えていただきたい。

○鈴木都市計画課長

昨年の12月以降、東京都に伺いまして、この中延駅のエレベーター設置について、協議といいますか、話を伺ってまいりました。

それから、設置した場合の費用負担でございますが、基本的には区のほうで鉄道事業者に対するエレベーターの設置助成がございまして、東京都の事業になりますので、基本的には助成という制度は東京都に対してはございません。

○安藤委員

それ以降、協議、話を伺ってきたということですが、その内容についてはどのような感じで、東京都のお考えがどういうふうを示されたのか伺います。

○鈴木都市計画課長

設置については、前回の審査の際にもお話ししましたが、やはりそこにエレベーターをつけようとすると、都の所有の土地が非常に狭いということで、なかなか技術的に難しいというところがございます。エスカレーターをつけた場合にも、そのための法に基づく階段もあわせてつけなければいけないというところで、そうすると、東急大井町線のほうの駅からの人の流れですとか、現状の階段幅よりも狭くなって阻害する部分もあって、なかなか現状では難しいという話はいただいております。その中で、冒頭ご説明しました、今、東京都全体の計画の位置づけの中での考え方を伺ってきたところで、今検討いただいている中で、ぜひ上位に位置づけていただくような申し入れは口頭では行ってきた次第でございます。

○安藤委員

一般的にバリアフリールート of 複数化の検討というようなところで、東京都に方針があるのですけれども、ぜひ複数化を検討する駅として考えてもらいたいと思います。

現地も見ましたが、やはり今、A4しかないというところになりますと、大変歩道も狭いような状況もありますし、100mということで、高齢者の方ですとか、ベビーカーの方ですとか、大変な状況がありまして、しかも、8割がこちら、A3出口を利用しているということもありますので、本当につけなくてはいけないというふうに私は実感いたしました。なので、ぜひ繰り返し東京都との協議の連携を進めていただきたいと思います。

東京都との協議の中で、都市計画道路の話は、計画線との兼ね合いもあるのかと前回は質疑を通して思ったのですが、都の所有の土地が狭くてなかなかエレベーターをつけづらいということでしたけれども、都の所有の土地が狭いというのは、都市計画道路の計画線に入っていないところが狭いという意味なのか、そこら辺がどういう話になったのかならなかつたのか伺います。

○鈴木都市計画課長

話の中で出ましたのが、周りの敷地にビルが建っているというところではございますが、直接的に都市計画道路の話は出ませんでした。区としての認識、あるいは東京都の認識、その場での私が感じた認識としては、やはり都市計画道路が全体としてあって、それを除いた土地が狭いというところを受けとったところではございます。

○安藤委員

そこら辺は、この道路自体が必要なかどうかということも疑問な道路でありますので、ただ、線が引かれてしまっている以上、現在の法体系では、地下構造物が難しいという答えが前回ありましたので、都市計画道路そのものの計画の是非も含めて考えていく必要は長期的にはあると思うのですけれども、ただ、それをやっていると、現在、本当に大変な状況になっている状況を放置するののかという話になってしまいますので、前回提案させていただいたのですけれども、A3出口のところ、1人だけ通れるようなエスカレーター設置は十分可能です。大体115cmぐらいです。タラップだけではなくて、手すりのところも含めて115cmぐらいのエスカレーターは設置されている現状が実際にあります。そういう中で、階段の幅員が2.8mなので、確かに一定狭くはなってしまいますが、東京都が言っている1.5mは確保しなくてはいけないという、その1.5mは確保できますし、あと、ラッシュ時などの人の流れを地元の区としてもぜひつかんでいただいて、例えばエスカレーターの運行の工夫とか、上り下りの運行を工夫するとか、さまざまな手を駆使して、まずはここにエスカレーターというのは可能なのではないかと思います。そういったことについて、品川区として検討していただきたいのですけれ

ども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

エスカレーターの設定につきましては、技術的にはできないところはないのかという、当然、何か調査したわけではございませんが、現場を見て受けとったところではございますが、ただ、先ほど、東京都に伺ったときの話が出ましたが、やはりエスカレーター、皆さんが駆け上がって上るわけではなくて、ずっととまった形で上まで行かれるということを考えると、やはり朝のラッシュ時は、現状よりも流れが阻害される部分が側面的にはあるのかというところでございます。

したがって、何も検討しないで後回しにしてくださいということではなくて、先ほどご説明した東京都の計画の中で、今後、複数化について検討していくということでございますから、ぜひその上位に位置づけていただいて、さらにどういった方向が具体的にとれるのかというところを検討していただけるように、区としてさまざまな機会を捉えて働きかけをしていきたいというところでございます。

○安藤委員

住民に最も身近な自治体として、ぜひそういったいろいろな方面から研究を重ねていただいて、東京都と具体化へ向けて連携していただきたいと思います。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第21号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来。

○大沢委員

自民党・子ども未来、継続をお願いします。

○あくつ委員

公明党は継続をお願いします。

一言添えます。前回の委員会するときにも申し上げましたが、東京都がかなり困難であるという趣旨のことに対する請願に対して、そのような中で都と連携を密にとってくださいということで申し上げます。

先ほど、質疑の中でやりとりをしていただいたことがありました。そういう中でのいろいろなバランスを考えたときに、今回は継続とさせていただきます。

○安藤委員

本日、結論を出していきたいと思っております。態度としては、共産党としては採択したいと思っておりますけれども、やはり東京都と連携して取り組んでくださいということですので、議会からもぜひこれを採択して、品川区の後押しをしていきたいと思っておりますので、本日、結論を出して、採択を主張したいと思っております。

○松永副委員長

継続をお願いいたします。

私たちの会派といたしましても、前回同様で物理的に難しいという部分はありましたけれども、利用客もA3出口に関しましては8割を超えておりということですので、今後、東京都と協議をしていただければと思いますので、この件に関しましては、継続をお願いいたします。

○筒井委員

東京都の「経営計画2019」に今後の取り組みを位置づけることや、また、ほかの出口を設置するということが、予算的に非常に苦しいかもしれませんが、あり得るかと思ひまして、こうした経緯をしばらく見守っていきたいということで、継続をお願いします。

○たけうち委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずその件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第21号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、請願第21号は継続といたします。

(4) 平成30年請願第22号 コミュニティバスの運行を求める請願

(13) 平成30年陳情第20号 コミュニティバスの運行を求める陳情

○たけうち委員長

次に、(4)および(13)の2件を関連するものとして一括議題に供し、説明、質疑、態度確認までを行い、その後、採決はそれぞれ行います。

それでは、本件について、理事者からご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私から、平成30年請願第22号および平成30年陳情第20号に関連し、コミュニティバス検討にあたっての会議体についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

コミュニティバスの検討に当たっては、まずは既に平成26年に設置しております地域交通検討会において議論を進めております。この地域交通検討会は、地域公共交通の現状やあり方について検討する場として、平成26年に任意の機関として設置いたしました。

構成委員としましては、記載のとおり、学識経験者や交通事業者、区民、利用者の代表、交通管理者、道路管理者などがメンバーとなっております。

検討を開始します来年度は、区の地域公共交通の現状の整理や導入に当たっての基本的な考え方の整理、運行ルートを選定のための現状調査と選定の方向性など、基本事項をこの地域交通検討会で議論いただきながら進めてまいります。

その後、資料の下の段となりますが、道路運送法に基づきまして設置いたします法定会議である地域公共交通会議で議論を進めてまいります。コミュニティバスの導入に当たりましては、国の地方運輸支局と協議し、手続を進める必要がございます。この会議体は、前段の地域交通検討会のメンバーに、地方運輸局や、その他必要に応じてメンバーを加え実施してまいります。この法定会議体への移行時期につきましては、国の運輸支局と開催について相談、協議を行うとともに、交通事業者と、バス停留所の設置ですとか、車両の選定など、そうした具体的なところを国の指導のもと準備しながら、おおむね平成32年度から移行する形で進めてまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本件について、ご意見、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

コミュニティバスについては、運行といいますか、事業として導入していくということ自体は区の方針として決まったものでありますし、請願・陳情に書いていますような品川区内の公共施設や病院、買い物に利用できるコミュニティバスを運行してくださいという、本当にみんなの願いだというふうに思っています。

例えば、私の担当する地域でアンケートを行ったのですけれども、現在、412人からの回答がありました。コミュニティバスだけではないのですけれども、コミュニティバスのところでは、行きたい場所といいますか、行きたいのだけれども不便で行かれない場所はどこですかということ伺いましたところ、412人のうちの103人がトップで区役所という答え、これは圧倒的ではあります。2番目が病院ということで58人、次が大型スーパーで、商店街と合わせますと64人ということで買い物ということで、これが上位3つということで、まさにここに書いてあるとおりだなというふうに思いました。

伺いますのは、こうしたコミュニティバス運行に当たっては、区民の方々の不便を解消するというので、区民の要望をどう反映させていくかということ是非常に重要だと思うのですけれども、先ほどの地域交通検討会での目的について少し説明があったのですが、もう少し詳しく教えていただきたいといいますか、そのルートを選定の方向性ということもありましたけれども、どういうふうに区民の直接的な要望をこういった会議体に反映させていくお考えなのかということと絡めてご説明をいただきたいと思えます。

○鈴木都市計画課長

平成26年に地域交通検討会を設置しまして、こちらの検討会議体につきましては、当時、コミュニティバスに特化して何か議論が進められてきたということではなくて、コミュニティバスも一部含めて、品川区全体の地域公共交通の現状について、いろいろ資料をお示しして議論をいただいてきたところでございます。

この検討会議体の中で、地域の声はどう反映していくか、要望を反映していくかというところでございますが、まずは区内の鉄道あるいはバスを含めた品川区内の地域公共交通の現状をしっかりと整理をして、それから、それを踏まえた上で、バス停あるいは駅から遠い地域はどういったところがあるか、そういった整理もさせていただき、また一方では、品川区内の道路の現状がどうなっているか、そういったところを、アンケートも加えながら整理をして、ルートを選定を議論していきたいというところで、ある意味、アンケートですとか、そういったものを加えながら、しっかりと議論していただく整理をつけながら進めていきたいというところでございます。

○安藤委員

アンケートということだったのですけれども、そのアンケートはすごく重要かと思っています。そのアンケートが地域交通検討会に結果などを資料として提出されて、選定の方向性が定められるという理解でよろしいのか伺いたいと思えます。

そして、そのアンケートですけれども、ぜひ区民の方々が、駅とかバス停からの距離ということがいつも説明があるのですけれども、それはそれでももちろん大事なのですけれども、やっぱり重要なのが、行きたい場所にバス停がなければ、そこに行けないということになりますので、そういう区民の行きたい場所の要望、行きたいけれども、なかなか行きづらいところの要望はアンケートでしっかり項目として聞く必要があると思うのですけれども、それは聞くお考えがあるのかどうか、これが2点目です。

3点目として、最後は、この地域交通検討会の構成委員が12名ということではありますが、住民また

は利用者の代表ということで3名なのですが、こちらはこういった方が参加しているのか教えてください。

○鈴木都市計画課長

アンケートの実施時期、あるいは内容につきましては、これからしっかり検討していきたいというところでございます。当然、アンケートを実施するわけでございますから、区民の利用実態ですとか、要望ですとか、そういったところを計画の中に反映していくというところは、これは基本的なところかというふうに考えてございます。

それから、地域交通検討会の住民または利用者の代表につきましては、品川区の町会の代表の方と、それから商店街の代表の方と、あと、観光協会の方というところに入っているところなんです。

○安藤委員

アンケートのほうは、ぜひ、基本的なところということもありましたけれども、そういった形で具体的にたくさんの区民の、地域も偏らずに全区的にそういった要望はあると思いますので、きちんと意見を伺うというような、そういうものにしていただきたいと思います。

最後にですが、検討会のメンバーのところですけども、それぞれ各界を代表している大事な方だとは思いますが、もう少しそれぞれの地域で一般区民の公募みたいな、そういうものを少し増やしていただいたほうが、より多様な意見が反映されると思うのですけれども、そういったことをぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

地域の声の反映の仕方の1つとして、やはり地域の公募区民という考え方は1つあるかと思います。どのタイミングで公募区民の方に入っていただくか、あるいは、入っていただかないで、何か違う方法で進めるのか等を含めて、しっかり検討していきたいというところでございます。

○あくつ委員

このコミュニティバスを品川区が導入するという方針を決めたことについて、大変歓迎をしているのですが、先ほどから出ていますとおり、武蔵小山から大森まで、各地で自分の地域にコミュニティバスを走らせてほしいというお声が、当然、手が挙がっています。そういう中で、この会議体が本当に大事になってくるのかと思うのですけれども、例えば、今後、こういう中で、ほかの地域が、たしか私の調べたところだと、間違っていたらごめんなさい、23区のうち21区はこういう地域公共交通手段と申しますか、コミュニティバスと言うかどうかは別にして、既に走らせているのですけれども、ほかの地域がどういう形で、どれぐらいのルート、どれぐらいの頻度で何本走らせているのかということ、こういうことも、当然この会議体には上がってくると思うのですが、その都度、できましたら建設委員会等でご報告をいただきたいというところ。

それはなぜかといいますと、先ほど申し上げましたけれども、今、区内で多数の手が挙がっている状況の中で、例えば、全てを走らせることはできない、これは当たり前のお話なのですけれども、路線バスが走っていない地域に1本走らせるという結論になったときに、これは、何度も申し上げていますが、今から結論ありきで申しわけないですが、これは区民の方が満足いく結果にはならないと私は思っています。その中で、先ほど、アンケートの話もありましたけれども、区民の声を聞くということは非常に大事なことであります。その中でどういうルートに絞っていくかということも非常に大事でありますので、そういう情報提供を議会のほうにもぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

検討はご説明しました会議体で進めてまいります。議会、委員会のほうにも適宜、その委員会開催ごと以外にも必要なお出しすべき情報についてはしっかりお示ししながら検討を進めてまいりたいと思います。

○あくつ委員

それとあと、スケジュールのお話なのですが、平成31年度のプレス発表には、2019年度は導入検討で、2020年度は実施計画、そして2021年度は運行準備、運行予定というところで、早くても2年後というようなことになるのでしょうか。そうすると、やはりかなり時間がかかるのかなというところがあって、これは検討は当然じっくりしなければいけないのですが、なるべく速やかに導入を、ちょっと矛盾するような言い方で申しわけないのですが、区民の期待がかなり大きいものですから、なるべくこれを早めに品川区の中で導入をしていただきたいという声も多数ありますので、そのところのお願いをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

導入検討に当たっては、中身的には本当に慎重な議論が必要かというふうに考えてございます。一方で、地域の方、区民の方の期待にこたえるという意味でも、できるだけ早い実施を目指してまいりたいと考えてございます。いろいろ実施に当たって、各区の取り組み、検討から、導入までどれくらいかかるかというところを事前に今のうちから調査を開始しているところでございますが、国に入っていて、手続的なこともございます。それからあと、実施に当たっては、当然、バスを購入していかなければいけない、事業者が購入するのか、区が購入するのかは別にして、バス停の整備も含めてありますし、お示ししている案は、その中でも非常にタイトなスケジュールで進めていくことにはなっています。ただ、具体的な検討はこれからですので、少しでも早められるところがあれば、検討を重ねて、その準備も今のうちから進めて、一刻も早い実施に向けて検討していきたいというところでございます。

○筒井委員

以前にも課長がコミュニティバス導入に当たって、ルートは既存の業者に配慮した形になるようなことをお話しされていましたが、料金もやはり今、既存の業者の方たちに対して配慮されていくのか、そのあたり、どういうふうにお考えになっているのか、現時点でわかる範囲で教えてください。

○鈴木都市計画課長

料金の設定を含めて検討はこれからなのですが、既存のバス事業者とのルートの重複がないような形の運行計画を立てなさいというところは、国から一定通知が来ているところでございます。そこは運行ルートが重複しないような形でというところは、当然ながら同じようなルートを走らせて、例えば自治体のほうが安く設定するというところは、民間の経営を圧迫といいますか、そういう形になりますので、重複しない形で検討するようにしなさい、義務ではないのですけれども、そういう方向で検討するようというところは受けてございます。したがって、料金設定については、一定、今の利用実態、民間の料金設定実態を当然ながら参考あるいは検討の題材にしますが、何かをしなればいけないというところは、何か国のマニュアルとか、そういうところで具体的に示されているものではございません。

○筒井委員

既存の業者の方たちとの利害調整というか、そういったことも考えなくてはいけなくて大変かと思いますが、一方で、あまり料金が高過ぎるというのも区民の期待に添えないということもあり、一方で、赤字の解消、あまり赤字垂れ流しというわけにもいかない、かなり難しい検討になるかと思いますが、多くの区民の方が望む、期待するようなコミュニティバスになるべく近づけていって

ただきたいと考えております。引き続きこの委員会でそうした情報を適宜出していただくよう、私からもお願いを申し上げて、これは要望で終わります。よろしくお願いいたします。

○大沢委員

先ほど来、検討されているということですが、さまざまな部分で会議体等々を設けて、よりよいコミュニティバスのあり方を模索している最中ということですが、そもそもこれはどういう、交通の利便の向上を目指すのか、それとも福祉の向上を目指すのか、どちらに重きを置いたらよいと考えますか。

○鈴木都市計画課長

導入の目的につきましては、この会議体でいろいろ議論した中で検討を進めていくことになるかと思いますが、やはり1つは、一般質問等でもご答弁させていただいているように、区内の地域公共交通は非常に高い利便性がありますが、さらに利便性を上げていくというところがやはり1つ大きなところではございます。

ただ、先ほど、ほかの委員からもございましたが、駅から遠い1ルートだけが最終的な目標かというところも、これは当然ながら地域の声を聞きながらしっかり検討していく中で、当然ながら、高齢の方ですとか、子育て中の方ですとか、ひいては多くの区民の方が移動しやすい環境をつくっていくというところは、検討の中にしっかり据えながら進めていきたいというところでございます。

○大沢委員

そうすると、例えば、交通の利便性は品川区内はいいというお話で、では、福祉のほうからすると、今後、運行させる場合に、通行不可のところも出てこようかと思うのですが、そのあたりも、要は、警察等々も含めて交通不可のところもより福祉的要素をかもし出すために、そこら辺もいじって議論に加えていくということではないのでしょうか。

○中村都市環境部長

今、コミュニティバスの利用対象者というところでございますが、先ほど、都市計画課長から申し上げたとおりですが、高齢者等の福祉関係の目的というところは、これはコミュニティバスを走らせる中では、そういった方も含めて、区民の皆様幅広く利用していただくような方法でまずは検討するという具合に考えてございます。

そういった中で、例えば交通規制を変えるというようなことも、可能性としては非常に低いですが、そういった場合もゼロではないということですが、非常に低いということでございます。

というのも、既存の路線バスあるいは鉄道駅、こういったものなくしてコミュニティバスは存在しないと考えておりますので、まずは既存の路線バスを尊重した中でコミュニティバスを走らせていくということになると、交通規制を変えてまで走らせるかどうかというところは、非常に可能性は低く、現状の道路規制の中で極力走らせていくべきと考えてございます。

○筒井委員

ルートのことですが、今後、開通予定の26号線は、まだ開通していないわけですから、当然、既存の業者が走っていないわけですが、26号線は、やはりコミュニティバスのルートの有力候補ということで、そういったお考えはあるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

26号線の開通後、そこがルートになるかというところでございますが、当然ながら、検討を進めていく中では、この都市計画道路の開通が間近に迫っているところでございますので、そのルートにな

るのか、あるいは、そこを民間が走った場合の想定のもと、検討していくのかということも含めて、当然ながら、検討の中には開通という方向性は1つの材料としてしっかり組み入れて検討していきたいと思います。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了をいたします。

それでは、まず、請願・陳情の取り扱いについてご意見を伺いたいと思いますが、初めに、採決の進行について説明させていただきます。

先ほどと同様に、請願・陳情について、継続にする、あるいは結論を出す、いずれの取り扱いにするかのみを一括して諮らせていただきたいと思います。

そこで結論を出すことになった場合、同じく各会派の態度確認を一括して行わせていただきます。

その後、採決については1件に行うという流れをとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、そのように進行させていただきます。

それでは、まず、本件について一括して継続にする、あるいは結論を出す、いずれの取り扱いにするかのご意見を伺います。

継続にすると、結論を出すで意見が分かれる場合は、その旨、ご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

2件一括して継続でお願いします。

○あくつ委員

一括で継続でお願いいたします。

○安藤委員

2件一括して結論を出すべきだと思います。やはり今期最後の委員会ということもありますので、しっかり結論を出したいと思います。私たちは採択を主張します。

○松永副委員長

2件一括、継続でお願いいたします。

○筒井委員

料金の件もありますので、2件一括で継続でお願いします。

○たけうち委員長

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、これらの請願・陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本請願・陳情は継続といたします。

(6) 平成31年請願第2号 再開発高層マンション・ビルへの補助金の見直しを求める請願

○たけうち委員長

次に、(6)の平成31年請願第2号 再開発高層マンション・ビルへの補助金の見直しを求める請願を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

それでは、本件について、理事者からご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは、私から、区が補助金を支出し行われています区内の市街地再開発事業について、資料をもとにご説明させていただきます。資料は、A4縦のものと、A3横の別紙の資料でございます。

それでは、A4縦の資料の1番、市街地再開発事業についてでございます。

(1)、区内で行われている市街地再開発事業は、「品川区まちづくりマスタープラン」におきまして、それぞれの地域が目指す市街地の形成を実現していくものでございます。

マスタープランで機能が集積する区の活発な都市活動を担う拠点と、その機能を結ぶ軸を基本とする中で再開発事業は進められてきています。

(2)、市街地再開発事業は、地域の課題を解決するために、土地所有者等の関係権利者が協力して事業を進め、道路や空地等もあわせて整備され、まちの安全性はもとより、さらなる賑わいや利便性の向上など、地域の活性化が図られていくものでございます。

(3)、市街地再開発事業は、都市計画法や都市再開発法に基づきながら行う公共性の高い事業でございます。都市機能の更新や防災面の整備にとって重要な役割を果たす公共性の高い事業であり、民間活力を活用しながら計画的な再開発に誘導し、計画の水準を保つために法に基づきながら行っているものでございます。

(4)、事業実施に当たっては、事業計画の縦覧や事業認可等、法令に基づき適切な手続を行っております。そして、縦覧する事業計画の中には、補助金額も入れた資金計画も記載するものでございまして、2週間の縦覧に供しているところでございます。また、国の要綱に基づいた交付金や補助金制度を活用しながら、適切に再開発組合へ補助金を支出しております。国費を用いておりますので、会計検査院の会計検査等を受けながら実施をしているものでございます。

次に、2、市街地再開発事業の意義・効果の例でございます。

これは地域の課題解決の主なものを(1)から(3)で挙げておりますが、地区内の道路が狭くて緊急車両も入ってこられない、老朽化した木造の家屋が密集している、地域内にオープンスペースが少ないなど、これらの課題を解決しながら、さらなる賑わいや利便性の向上を図っていくものでございます。

次に、3、周辺環境への配慮でございます。

区の指導や協議のもと、事業者は、事業実施に当たって、周辺環境への影響に配慮し、計画をしているところでございます。

(1)、日照や風環境におきましては、シミュレーションや風洞実験等を行い、法令や基準を遵守するほか、省エネルギーに配慮して、断熱構造の壁や窓等の採用、高効率の最新の照明や機械設備の導入などを設計段階から検討しているところでございます。

また、風環境におきましては、竣工後、一定期間、風の実測を行い、計画の内容の検証をしていると

ころです。その結果、不測の場合などは、上部の植栽を行うなど、環境改善に努めております。

(2)、再開発事業におきましては、周辺交通環境や保育施設などへの影響について、関係機関との情報共有や対策などの協議を継続的に行ってきたりしているものでございます。

最後に、参考として、別紙、A3資料をご覧ください。

区内の市街地再開発事業の事業中の地区をオレンジで示してあります。それから、事業促進中地区、準備組合という段階でございしますが、これは黄色で着色して地図に落としてあります。また、グレー表示は、既に工事が竣工し事業が完了している地区でございします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたから、ご発言願います。

○あくつ委員

本請願の趣旨の5番なのですけれども、震度6を超える大地震のときに、高層マンションの被害については実証されていないという内容なのですが、このあたりについて、東日本大震災のときは、たしか東京は震度5強というところで、そういう意味でおっしゃられているのか、もしくは、構造上、こういう防災の観点で実証はされているのかいないのか、何か区がわかる情報があれば教えてください。

○稲田都市開発課長

現在の建築基準法の中で、震度6程度の地震の際に耐えられるような構造強度を持った建物として、法律の中で基準等が整備されていまして、ここの中で挙げられているような高層マンション等を建てる際は、当然、その基準を守っておりますので、そういった実証が得られるような状況にはなっておりません。

○あくつ委員

あのときもそうでしたけれども、いわゆる免震構造、耐震構造の高層建築物の場合には、横揺れが非常に大きくなる、これは映像でも私も見ましたけれども、それをもって実証されていないというのはなかなか難しいなというのが感想です。今ありましたけれども、構造上は基本的には耐え得ると、おそらくそれはさまざまな実験を繰り返して実証されていると言ってもいいのかとは思っておりますけれども、そのところを確認をさせていただきました。

○安藤委員

改めてこういった請願を拝見しますと、いろいろ問題が多いのと、いろいろな角度から課題や問題があるのではないかとことを思います。

もう1つ、税金投入の話もありますけれども、やはりかなりの桁違いの、代表質問でも税金の使い方という点で質問させていただいたのですが、何百億円という、合計すると一千億円を超えていますけれども、ちょっと考えられないような額が投入されて進められるという点でも、私は見直す必要があると思います。

請願項目の1番目のところで、ほとんどデベロッパー担当者が事務局を担っていると、そのデベロッパーが、結果的にこういった補助金の導入もあり、かなりのマンション業として利益になっているということがあるのですけれども、このいただいた資料の地図があるものですが、急で申しわけないので、現状のオレンジと黄色のところ、いわゆる事務局をどこのデベロッパーが行っているのか、上から教えていただけないかと思うのですけれども、1点目でございます。

それと、再開発の進め方として、まずは大崎の例などを思い起こしてみると、事業準備組合で、一定、

住民への説明があった後、都市計画法第16条の説明会を経て、公告、縦覧、意見書受付を行って、案を作成して、その後、17条の説明会を開いて、また、公告、縦覧、意見書受付、それを都市計画審議会にかけて、都市計画決定後、組合の申請が行われてという流れになると思うのですが、17条の住民説明会の前の段階で、保留床の処分計画ですとか、補助金の算定ですとか、地権者の方々の自己負担分の検討など、いわゆる資金計画について、行政はどのような把握をしているのか伺いたいと思います。それが2点目です。

○稲田都市開発課長

まず1点目の黄色とオレンジのところ、ちょっと抜けるかもしれないのですが、目黒駅前地区、大成、竹中が主なところ。それから北品川5-1、大成、西松、藤木、日本設計等が入っております。それから三井不動産。それから大崎三丁目、住友不動産、日建設計。西品川一丁目地区、住友不動産、日建設計、不動コンです。大井一丁目南、住友不動産、不動コン、日建設計、西松。武蔵小山駅前通り地区、RIA、五洋建設。パルム駅前地区が、日本設計、鹿島、三井不動産レジデンシャル等々でございます。

とりあえず今、そのぐらいなのですが、もうちょっと、わかる範囲で。よろしいでしょうか。

それから、資金計画のチェックでございます。まず、基本的に言いますと、デベロッパーが取得した床を、新たな居住者や企業などに売却または賃貸して利益を上げるのは、事業外の民間での商業の取り引きでございますから、区としてそれを把握しているものではございません。17条の説明とか、あと、組合設立の前に、先ほども申しましたけれども、事業計画を2週間、公告、縦覧下さいというところにおきまして、資金計画が入っております。そういう中で補助金が幾ら、参加組合負担金がありますけれども、そういうものが幾らとか、設計計画費が幾らとか、そういうことが書いてありまして、それは一般の方に縦覧しているというところでございます。

○安藤委員

どこもやはり大手の、いろいろすみ分けをしているのかあれですけれども、大手がやっぱり事務局をしているというふうに思います。これで住民主導の計画というのはなかなか難しいのではないかと率直に思います。

先ほどの2番目の質問は、補助金の額を、例えば品川区が行っている住民説明会、品川区と東京都が一緒になっているときもありますけれども、住民説明会、初めて行政が参加して行う説明会をやるとき、住民から、実際、私も聞いていたのですけれども、補助金は幾らなのですかと聞かれても、補助金の金額は明らかにされないことが多いのです。なぜなのかと思って、私が伺ったのは、では、行政が責任を持ってやる説明会の前に、行政はそういうおおよその保留床の処分の、ビルを建てる事業費をどうやってまかなうかという資金計画を把握していないのですか、そのようなわけではないでしょうと、なぜそれを答えないのか、どのように把握しているのかと伺ったので、もう一度お願いします。

○稲田都市開発課長

説明会のときに、補助金が幾らというのは、それはまだ正式に決まっていないというか、正式な形の算出がされていないというところでございます。組合設立を行うに当たって、事業計画の中に資金計画等が入ってくる段階で基本的には公告・縦覧をしてやるというところでございますので、組合設立、事業認可前のそこで明らかになるということですので、その辺での公表はしていないというところでございます。

○安藤委員

私はそれはおかしいと思います。正式に決まっていなくてであれば、もちろんそれは動くこともあるでしょうけれども、おおむね幾らとか、大体の金額を少なくともそれは説明すべきだし、そういった私たちの税金がどれくらい目の前の、しかも、超高層で自分たちのところが日影になってしまうということも含めて、被害を受けた上に、さらに自分たちの税金がどれだけ入るのかということも含めての説明があるべきだし、それが計画の説明だということになると思います。では、そういうものが全く区としてつかんでいないのに、そういった説明をやらせるわけですか。それは私は絶対おかしいと思うので、その段階でしっかり説明すべきだと思うのです。それについて区の考えを伺いたいと思います。

それと、さまざま高層ビルであることのデメリットについても書いていますけれども、品川区は、高層であることのメリットについて強調する機会が多いと思うのですけれども、ここに書いているような風害や日照、景観、駅混雑等のデメリットは、区はどう考えているのでしょうか。本当に山積していると思うのですけれども、私たちとは見解が違うかもしれないけれども、メリットとして強調することもあるでしょうけれども、デメリットのほう、これは区はどう考えているか、これでいいと思っているのか伺います。

○稲田都市開発課長

補助金が幾ら入っているかというのを説明会の段階でということでございますが、区としては、やはり組合設立の前に計画が出てくるというところでございますので、その段階で縦覧に供するというところでございます。

また、そのほかですけれども、これは事業実施になったらですけれども、予算においても補助金が幾らですと。それから、補正があれば補正も出しますし、最後、終わった後にも議会にはお諮りしながらやってきているというところで、補助金額についても公表してきているというふうに私どもは認識しているところでございます。

それから、デメリットと言われているところでございます。風とか、日照とか、その他の面につきましてですが、先ほどもご説明いたしましたように、計画段階でいろいろと検討してきております。さまざまな日照につきましても、地区計画外であっても影響を与えるところなどは建築基準法の日照に係る規定とかを必ず遵守しながらやり、また、風につきましても風洞実験をやります。模型をつかって風を流しながらやってきて、さらに終わった後はそれを検証するという意味で、風向計を設置しながら度合いをはかりながら、予想と変わる部分もやはり出てきますので、そういうところにつきましては、樹木、それから樹木にかけるといって寒冷紗というネットみたいなものがあるのですけれども、そういうものを付けながら対応してきているということでございまして、決してないがしろにしているということではなくて、そういうものも含めて検討して、このまちの課題を解決して、まちの活力を高めていこうという目的に基づきながら市街地再開発事業を行っているものでございます。

○安藤委員

デメリットのところをかなり軽く考えていると思います。区で実際に大崎地域の風洞実験をやった後に測定もしましたけれども、結局、測定してみたら、ある時点で風が強かったということがありまして、それを何と説明したかという、まだ植樹が育っていませんでした、そういう形で済ませてしまったわけです。それで植樹が伸びればどうなったのかということですが、実際に木を植えました。それでも解決しなかった場合はどうするのかとか、やはりこういう超高層を建てる上で、周りに与える影響を本当にしっかりと考えていかなければいけない。それを考えた上で、では、トータルで言うと、やっぱり超高層はよくないということでまちづくりを考えられるべきだと思います。

日照についても、ここに書いてありますけれども、法令を遵守していますとありますが、法自体がざるなのです。実際に日照、大崎駅とかのほうでは複数建っているわけですから、武蔵小杉もそうなのですけれども。そうなりますと、今の法は1つのビルでの日照の規制ですから、結局、その単体で見たらクリアしているように見える。ただ、もう既に複数建っているわけですから、トータルで見ると、実際に住んでいる方からすると、わずかな日照さえ奪われてしまうというような現状もあるわけですから、本当にここら辺は法律不備があると思いますし、これで住環境を守れるのかということ、区はやっぱ行政として考えなくてはいけないのではないかというふうに思います。

デメリットの点については、もう1点お伺いするのですけれども、老朽化マンションの建て替えが、ここでも書いてありますけれども、非常に今、課題なのではないかと。特に超高層のマンションは、今、いっぱいつくっていますけれども、やがて、今、若い世代が入っています。それがそのまま高齢になっていくわけです。どうやって建て替えをするのかという問題はあちこちから聞かれるようになりまして、この前、23区特別区の協議会の勉強会の講師の方で、高齢化した団地をいっぱいつくっているようなものですみたいなことをおっしゃっている方もいました。この問題、どう解決していこうと考えているのか、そういった問題を考えないでぼんぼん建てて、行政としていいのかという点を1点お伺いしたい。

それと、震災時の問題ですが、躯体自体が残っても、やはりエレベーターが停止したら、本当にもう使えなくなってしまうわけですし、大変な問題があると思うのです。もちろん実際にここにあるように、実際にそういった東京都でその規模の地震は起こっていないわけですから、確かに本当にそうだなと思うのです。震災時、超高層は、品川区は防災に強いと考えているのでしょうか。超高層ビルは防災に強いとお考えなのかどうか、弱いというお考えなのか、伺います。

○稲田都市開発課長

まず、老朽マンション等々の問題でございます。これは東京都でマンション再生まちづくり制度というものがございまして、再開発をやる地区の中においては、このマンション再生まちづくり制度の考え方が取り入れられないかというところ等々の検討をしているところでございます。

実際に大崎西口駅前地区で、現在、準備組合段階のところでございますが、その分譲マンションの老朽化が進んでいるという状況がございますので、現在、再生推進地区に指定をしているというところでございます。このマンション再生についても、あわせて広い意味で考えながら対応をとってきたいというふうに考えているところでございます。

それから、超高層マンションは災害に強いかどうかというところでございますが、これは先ほども言いましたように、最新の構造技術、計算方法によってやってきているというところで、確かに揺れは大きくなるというところにおきましては、先般、国土交通省からの通知で平成29年4月1日以降の性能評価では長周期地震動の波形をしっかりと検討しなさいというようなこともうたわれておりまして、これに対象になったのは武蔵小山駅前通り地区でございまして、この基準等を遵守しながら設計しているというところです。

それ以前におきまして、超高層の構造的なものについては、しっかりとやっているところでございます。

強いかわいいかと言われれば、私どもは、超高層マンションは、非常に防災性はあるというふうに考えております。停電が起きるといふふうなところでございますが、各ビルにおきましては、非常用発電、自家発電といいますか、そういうものが72時間の対応ができるというふうなところもございまして、そういうところで、マンション、ビル自体の機能を維持していくというところでございます。周辺には空

地も設け、周辺から逃げ込む人たちにも対応でき、また、ビル内にもそういう部屋も設けることもできるといところで、防災上には非常に強いというふうに考えております。

○安藤委員

なんといいですか、ちょっと楽観的過ぎるなというふうに私は思っております。やっぱりさまざまなデメリットもあるし、防災についても課題があるのは事実なのです。そういったことで、不燃化あるいは耐震化をすると、これ、再開発すれば、確かに耐震化にはなります。それは認めます。あるいは、一定の空間整備もある。それもあるかもしれません。ただし、そうした課題の解決と、なぜ超高層がセットなのかというのは、住民からも出ているのです。低層建築と、先ほどの不燃化、耐震化と、一定の空間整備というのは両立が可能ですよ。戸越一丁目の地区なども、4階か5階ぐらいのところ。あるいは再開発というか、道路拡幅とかも合わせた事業ですけれども、不燃化、耐震化ということと、共同化という手法と、超高層を無理に絡める必要は全くありません。なぜ絡めるかということ、こういうデベロッパーが絡んでいて、高くしないと自分たちが得をしないというような事情があるわけではないですか。私は、住民が望む不燃化、耐震化、防災性の向上と低層でのまちづくり、低層再開発は両立が可能だと思うのですけれども、区はそういった考えはなかった。それをやらないのか。私は区がちゃんとかわかって、同じような税金を使うのであれば、全然可能だと思うのです。そこら辺についてのお考えを伺いたい。

先ほどはごめんなさい。税金の話について聞き忘れました。資金計画のことですけれども、品川区が区として行政の説明会を行うときに、何を把握しているのですか。ビルを建てるための事業費がこれぐらいだと、そこで補助金が幾ら入る予定で、それで参加組合員、事業協力者が幾らで保留床を買ってくれる、公共施設管理者負担金もこれぐらいだということがわかっているわけですね。それがわからないと、住民に説明できないわけですし、当然、地権者の合意など得られるわけがないわけですから、そこをわかっているかどうか、わかっているとしたら、なぜ区民に説明しないのか伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

まず、なぜ超高層にしなければいけないかというようなご質問ですけれども、私どもは、品川区マスタープランにおきまして、先ほども申しましたが、拠点地区を設けております。その拠点地区におきまして、ふさわしいまちづくりをやっていこうというところで、主に駅前等が上がってきているところでございますが、そこにおきまして、このまちをよりよくマスタープランに沿ったまちにしていこうというところでやっているところです。そういう中におきまして、地域の方々が地区の問題点、地域の問題点等を考えながら話し合いを進めてきて、再開発事業という手法でやっていこうということでやっていくものでございます。狭い道、広場がない、木造住宅が密集している、こういう問題を解決するために、この事業をやっておりますので、それを解決するために共同化して、拠点にふさわしいまちづくりのための道路をつくって、広場をつくって、都市基盤をしっかりと安全なまちをつくっていくという計画に基づいてやるものでございます。超高層の計画が最初にあつてということではございません。この計画、マスタープランに基づいてつくっていくということでございます。

それから、補助金の公表につきましては、先ほど来、言っていますように、事業認可の前に事業計画を組合が出してきます。そこで公告・縦覧をするというところで、私どもはそこでの公表というふうに考えております。

○安藤委員

事業認可をする段階でとおっしゃいますが、そうなりますと、既に都市計画決定もされていて、その

前の説明会も終わっている段階なので、それではこのまちづくり計画に住民の意見を反映するという過程ではないわけです。もう既に終わっているではないですか。そういうところで公表するのではなくて、やはりきちんと区として、行政として説明会をやる前に把握している情報は、現段階ではということで、これは聞かれたら答えなくてはいけないと私は思います。議会でもぜひこれは聞かれたら答えてほしいと思いますし、その辺はぜひやってもらいたいと思いますけれども、それは住民の声を踏まえたまちづくりという点では、最低限やらなくてはいけないことではないかと思っておりますので、ぜひやっていただきたい。いかがでしょうか。

それと、超高層が最初にあるわけではないというお話ですが、まさに超高層が最初にあるという計画がマスタープランではないのですかということ。不燃化、耐震化、確かに地域の方々は木造住宅の密集地域があって、本当に怖いという話もあったりとか、ときには坂があるというので課題になってしまふのですけれども、課題そのものもどうかということがありますが、課題の解決ということはあるかもしれません、しかし、その課題の解決となぜ超高層がセットなのですか。そうしたら、今、課長の答弁は、マスタープランに沿ったいいまちにしていかななくてはいけないということなので、マスタープランで拠点にふさわしいとなれば、大崎駅では一定の賑わいという話が出てきて、まさに超高層が最初からある。つまり、区は、超高層を前提としたマスタープランをつくって、それを実現させるためにまさにやっているのでしょうか。だから、防災とかそういう課題の解決のために純粹に考えるのであれば、超高層でなくてもいいのではないですかと、そういうことを伺いました。区としてそういうことはできないのでしょうか。私はできると思いますし、そこにこそ力を出すべき、知恵を出すべきだと思うのですが、いかがですか。

○稲田都市開発課長

まず、補助金の総額の公表というところでございます。私どもは、事業認可を受ける際に公告・縦覧をしていくというところでやっているところでございますので、今後もこの形で公表していきたいというふうに考えております。

また、超高層というところでございます。品川区のマスタープラン、これは品川区のまちづくりをどうするかというところでございます。そういう中におきまして、武蔵小山駅前、大崎駅前、それから大井町駅周辺地区等々、ここにそれぞれの特色を持たせながらまちづくりの計画を立てているというところでございます。これをもって品川区の活力、品川区全体のまちづくりとしての活力をつくっていくというところでやってきているところでございます。そういう中で、市街地再開発事業が最適だろうというところで、地域の皆様もそうやって検討してくるというところでございます。そういう中で市街地再開発事業の手法を選びながら、品川区のまちづくりをしっかりしていこうというところでございますので、超高層ありきというところではございません。

○安藤委員

先ほど、各地でデベロッパーが事務局にという、事業協力者にということでお名前も聞きましたけれども、再開発が最適であろうというふうに地域の方が考えているのではなくて、超高層にしなくてはいけない、したいというような事情が先にあるということが実態だと私は思います。さまざまな課題を抱えながら、そこに大きな税金が入っていくというようなまちづくり、しかも、そういった過程も頑なに情報公開も拒否されるということであれば許されないと思います。私は、こういったまちづくりを見直す、補助金も見直すというこの請願は、そのとおりだと思います。

○筒井委員

補助金の支出の割合ということについてお聞きしたいのですけれども、資料の中に「国の要綱に基づいた交付金や補助金の制度」とありますけれども、この補助金の支出について、要綱とか制度のルールによって幾ら補助金を出すのかということがある程度拘束されてしまうのか、それとは違って、区は自由に補助金額を決めることができるのかということを確認として伺いたいのですけれども、それについてご説明をお願いします。

○稲田都市開発課長

補助金の割合ですが、全体事業費がこの中にあります。再開発事業をやるのに全体事業費がございませぬ。この中には、不動産売買、そういうものは入っていません。その中で、補助対象事業費というものがございませぬ。それは全体事業費の一部になるのですけれども、補助に値する事業費というところになります。その補助対象事業費を1と考えれば、3分の1を組合が持つ、3分の1を区が持つ、3分の1を国、国費で持つというような割合になっております。

そういう中で、補助対象事業費、どういうものを選択していくかというのは、公的な部分、要綱とか、そういうものに従いながら、予算の内側の中でいろいろと決めていくというところでございませぬ。

○筒井委員

3分の1という数字がありましたけれども、3分の1が補助金の上限というような理解でよろしいのかということと、この請願にあるとおり、廃止、要は、0円ということですが、0円にするというようなことも可能なのでしょうか。

○稲田都市開発課長

補助対象事業費というのがございまして、その3分の1、3分の1、3分の1というお話なのですけれども、その補助対象事業費を全額見ようか見ないかというのは、それはまた検討の中で、工期的なものとか、つくり方とか、いろいろあるのですけれども、そういうものの中で、精査をしながらやっていく。これも東京都や国の要綱などに従ってというところでございませぬ。

0円というところなのですが、市街地再開発事業なのですが、個人でやるという事業もございませぬ。品川シーサイドは市街地再開発事業の中でも個人施工ということで補助金は入っておりませぬ。

○筒井委員

わかりました。どうもありがとうございます。

あと、事業収支計画や事業収支結果、補助金の額が、先ほどからのご答弁で2週間の縦覧がされているから公開はできているということなのですが、2週間の縦覧期間を過ぎた後でも、区民は事業収支の結果とか補助金額を見ようと思えば見られるのか。予算書等々、先ほど出ましたけれども、区民は後から事業収支計画、補助金額を確認することができるのか、それについて教えてください。

○稲田都市開発課長

基本的にこの2週間の間で、私どもの窓口に来られる方には見られるのですけれども、この後となりますと、それをもって東京都に提出して事業認可されるということではございませぬので、東京都のほうへの文書公開等の手続になるかとは思いますが、そういうところで見られるということではございませぬ。

○筒井委員

わかりました。なるべく、税金も入っていることですから、区民に対して公開をしていくというのが筋だと思いますので、今後行うときは積極的に公開の姿勢を行っていただきたいと思いますと思っております。

あと、タワーマンションとかができますと人口が増えるので、当然、賑わいということには資すると

思うのですけれども、また一方で、人口が増えたことによる弊害があると考えられます。例えば学校施設が不足することなどがあると思うのですけれども、この点を中央区と江東区は、再開発を抑制するような方向に行っていると思うのですけれども、その点、品川区としては、中央区と江東区の動向について、どうお考えになっているのか。また、確かにタワーマンションとかを建てるのはいいのですけれども、やはり年数がたってきますと、居住者の高齢化が進んで、本当に大規模修繕とかのお金がちゃんとプールすることができるのかという問題も確かに出てきていますので、そのあたり、区としてどうお考えなのか。

人口増の弊害、中央区、江東区の動向についてと、大規模修繕等々に対して居住者が高齢化しているということに対して、対策とか、どういうふうにお考えになっているか、以上、2点、お聞かせできればと思います。

○稲田都市開発課長

中央区、それから江東区で規制をやり始めたというところは、私どものほうでも把握しているところでございます。定住人口回復のために今までやってきたのですが、独自の容積緩和率を廃止したというようなところで、中央区は今まで定住人口のために独自の容積緩和率とかを設けていたらしいです。その独自の緩和率を廃止したというような話で私どもは聞いております。

それから、江東区は、保育所や学校の不足がかなりあって、ワンルーム住戸等を整備する割合を定めたというふうに聞いておるところでございます。

私ども品川区でございますけれども、先ほども言いましたように、住戸の増えるというところ、これは私どものまちの活力や活性化、賑わい、そういうものにおいて非常に重要なものだというふうに考えております。ただ一方で、そのように人口が増えることに伴う問題も出てくるということでございますので、私どもは、そういう個々の課題の解決をしながら、まちの活力を高めていこうというスタンスでやっているところでございます。

○筒井委員

2点目の居住者の高齢化によって大規模修繕等がかなりできにくくなるのではないかということについて、区はどう対策を考えられているのか。

○稲田都市開発課長

マンションの管理業務というのは非常に難しいというところでございますけれども、私ども、再開発組合から管理組合への引き継ぎがあります。そういう中においては、修繕費、そういう将来にわたってマンションにかかる大規模修繕とか、しっかり計画を立てなさいというところで、もちろんそういうところのプロも入ってやっておりますので、そういうところは慎重に検討していくというふうに聞いております。

○森住宅課長

つけ加えまして、今、都市開発課長が申したように、現在つくられているマンションにつきましては、そういった事業者だとか、管理組合だとか、ある程度しっかりしているのかと思いますけれども、施設の老朽化が進んでいるようなマンションにつきましては、今、東京都のほうでも適正な管理の促進に関する条例案が出されているところでございまして、区としても適正な管理を進めてまいりたいと。これまでもさまざまな相談会やアドバイザー派遣等々してまいりましたけれども、今回、東京都の条例も出されたということもありますので、都と連携して進めていきたいと考えております。

○大沢委員

2つ伺いますけれども、1つは、先ほどの補助金額の公表についてですけれども、期間の長い短いはあるけれども、これは公表しているということの認識でいいのかということですが、先ほど、課長のほうの答弁でも、区の縦覧が終わってから公表して、東京都が認可するということがありました。公表しているという事実に基づけば公表しているわけですから、そここのところの確認。

それともう1つですけれども、請願趣旨の1番目で、補助金が51億円で91億円の利益をデベロッパーの云々かんぬんとありますけれども、これが事実であればということを書いてあります。私たち、数字のマジックに弱いので、これが本当なのか、区のお考えを聞かせていただきたい。

○稲田都市開発課長

補助金の公表でございます。事前の公表という意味におきましては、事業認可を受ける際に2週間、縦覧するというようになっておりますので、それをもって公表しているというふうに考えております。

また、その後の議会等を含めた報告につきましては、各内容の予算、決算を計上してご承認いただいているというふうに考えております。

それから2番目、請願のところのくだりなのですけれども、私ども、デベロッパーの利益が幾らかということに関しましては、全く把握しておりませんので、このことに関しましては、何とも言いえないところでございます。

○あくつ委員

2回目で済みません。

今の質問にもかかわるのですけれども、90億円の利益をデベロッパーが得るのではないかという、ある議員が試算をされたということですが、今、課長答弁があったとおり、様々な経緯を経た上での利益ということなので、そもそも比較すること自体がナンセンスではないのかというのが1つ。

それと、先ほど、課長の説明の中で、国費が投入されているので、会計検査院の監査が入っているというお話がありました。もし何か不適切な助成金の使途があった場合に、これはどこに指摘があるのか、これは再開発組合のほうに指摘があるのか、品川区のほうに指摘があるのか、また、今までそういったことでの指摘があった例が近年あるのかどうか教えてください。

○稲田都市開発課長

会計検査の指摘の話ですけれども、国費の申請は区からしているというところにおきましては、内容の指摘の事項にはよるかもしれませんが、基本的には区が指摘を受けるというふうな形になっております。

今までそういうことはございません。何重にもチェックしながら、都とも協議しながら、いろいろと法、要綱等に従いながらやってきているものでございまして、現在のところはございません。

○安藤委員

この試算のところですけれども、これ、おそらく、まさにこの数字で共産党の一般質問の中で質問したところだと思うのです。これは、私としましては、こういった税金が投入された再開発事業の結果として、そこにかかわる参加組員といわれる協力企業がどれだけ利益をつかんだのかということを目視化していくというのは、すごく必要なことなのではないかというふうに思います。それは多額の税金が使われているということもありますし、そこでさまざまな環境への弊害なども出ていますから、トータル、費用対効果ではありませんけれども、結局これが全体としてどういう事業だとかかむためにも必要かと思っています。

これ、簡単に言うと、ビルを建てる事業費と、保留床を参加した協力デベロッパーが買い取って、安

く買い取るのですが、その総額との合計になります。そういったことで1部屋大体平均価格は売り出し価格が出ていますので、そのかかわった企業が一体何戸マンションを販売したかということも公表されていますので、それを掛けたところで売上げがわかります。難しいのですけれども、かかわった企業は、売上げからかかった経費を引けば、その企業のこの事業でのもうけがわかるということになりますので、そういった形で売上げから経費に当たる保留床を買い取った価格を引いた額、それがもうけになるというような試算を共産党として行ったということでございますので、これは共産党区議団の試算だということですが、根拠は一定あるということで、一応、紹介させていただきます。

○たけうち委員長

質問ではないのですね。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第2号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

結論を出してください。不採択でお願いします。

○あくつ委員

結論を出す、不採択でお願いします。

一言申し添えます。先ほど、試算というお話があったのですけれども、これはあたかも主がデベロッパーであって、従が地権者、組合だというような、そういうご意見がありましたけれども、あくまで主は地権者、組合の皆さんであって、それに事務局としてデベロッパーが入る、当然、専門家が入らなければ、なかなか進まないという現実があります。そういう意味で、あまり非現実的なことをおっしゃられても、これはなかなか、先ほど申し上げましたけれども、市街地の再開発事業の目的からすれば、それは地域の活性化、賑わいや利便性の向上という意味で、これを果たすことはなかなかできませんので、現実性から考えても、この請願に対しては不採択とさせていただきます。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張しますが、やはり実態として本当にこういった大きなデベロッパーがかかわって、いろいろ計画を出して、そこにマスタープランががっちりかみ合って、こういうふうなことになってしまっているということで、実態としましては、確かに地権者の方は管理組合の組合長になってはいますけれども、本当にこういう再開発業者の主導の計画になっているというのは間違いないといえますか、私がこの間、相談とか、あるいは説明会などに参加する中では、そういった実感もあります。こういった事業を見直すべきだと私は思っておりますので、採択を主張したいと思います。

○松永副委員長

我が会派としては、本日結論を出す。不採択でお願いいたします。

事業の実施につきましては、法令に基づき適切な手続を行っている。補助金についても、国の要綱に基づいた金額を支出されていると説明がありました。また、住環境につきましても、法令の基準に基づいて設計されていることから、この請願第2号に関しましては、不採択とさせていただきます。

○筒井委員

問題提起としては理解するところはありますけれども、総合的に見て、結論を出すで不採択でお願い

します。

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第2号については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第2号は、本日、結論を出すことに決定しました。

それでは、それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成31年請願第2号については、挙手により採決を行います。

それでは、平成31年請願第2号を採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

(7) 平成31年請願第3号 国の方針に従い補助29号線の見直しを求める請願

○たけうち委員長

次に、(7)の平成31年請願第3号 国の方針に従い補助29号線の見直しを求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査につき、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

それでは、本件について、理事者からご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私から、平成31年請願第3号に関連し、特定整備路線補助29号線の進捗状況についてご説明いたします。お手元の資料、A3横の資料をご覧ください。

資料の上段が、補助29号線の進捗状況でございます。6つの区間に区切って事業が進められております。

説明会の開催状況でございますが、現在までに、東京都において、事業に関する全ての説明会を終了しております。説明会には、現況の道路と建物の状況を測量する現況測量の説明会、また、土地の大きさを測量する用地測量の説明会、また、補償に関する説明でございます用地説明会がございますが、全て終了しまして、事業認可を国から全区間取得が終了してございます。

用地説明会は、土地をお譲りいただくための補償に関する説明会でございますけれども、都により関係権利者に対しまして、現在、個別の説明、交渉が行われており、補償に関する個々の相談を受けながら事業が進められているところでございます。

また、資料黄色の帯の数字ですが、平成30年4月1日現在としての、それぞれの区間での用地取得率を記載してございます。

資料の説明は以上でございますけれども、この補助29号線を含む特定整備路線の整備につきまして

は、延焼遮断帯を形成しまして、燃え広がらないまちをつくるために重要な役割を持った道路であると認識しておりまして、区としても引き続き東京都と連携してまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

この地域、請願者もそうなのですが、西大井にお住まいということで、たしか私の記憶だと、この地域は、つい数年前に更新をされた東京都の危険度調査で、品川区で非常に残念なことに、ランクインをしていたと、かなり上位のほうにランクインをされていたということは記憶をしているのですが、ここについて品川区が何か情報をお持ちでしたら、改めて教えてください。

○高梨木密整備推進課長

平成30年2月に東京都より公表されました地域危険度調査、第8回の結果をお知らせいたします。

品川区内につきましては西大井三丁目が、火災危険度が最高ランクの5、災害時活動困難度、これは道路の少なさや防災道路の少なさ等をあらわす指標ですが、これが危険度4、建物の倒壊危険度等を合わせた総合危険度が最高ランクの5、このような決定になっております。

○あくつ委員

確認ですけれども、非常に危険度が高いということで、何度も議会でも区役所のさまざまな説明の中でも取り上げられてきたと思うのですが、今回の請願の29号線の計画は、特定整備路線補助29号線の見直しを要望されているのですが、先ほどあったような背景でこれを今進めているという認識でよろしいでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

西大井三丁目を含む西大井地域は、東京都が定める防災都市づくり推進計画、これは平成9年に策定されておりますが、その策定当時から地域危険度が高く、かつ、特に老朽した木造住宅が集積するなど、震災時に甚大な被害が想定される地域、整備地域として指定されている地域でございまして、区といたしましても、平成21年度からまちづくり協議会を地域の皆様と組織して、防災まちづくりについての話し合いを進めている地域でございます。そして、特定整備路線も含めて、防災性の向上に関する施策が必要な地域という認識でございます。

○安藤委員

そもそもですが、この木造密集地域という言葉があるのですが、大崎などでもよく関連事業がありますけれども、どういう定義で、何ををもって木造密集地域というふうにされるのか、改めて伺います。

○高梨木密整備推進課長

区では、木造住宅密集地域の定義といたしまして、先ほどもご紹介させていただきました東京都が作成しております防災都市づくり推進計画上の整備地域もしくはそれよりさらに防災性の向上が見込まれる重点整備地域といわれるものがございまして、少なくとも整備地域に位置づけられるものが、改善が必要である木造住宅密集地域であるという認識でございます。

○安藤委員

もう少し、例えばこういう指標がどうだとか、こういう数字がどうだとか、そういったところももしわかれば教えていただきたいと思います。

それと、補助29号線というのは、西大井三丁目に直接かかっているわけではないと思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

整備事業の定義といたしましては、先ほど、防災都市づくり推進計画上の定義を述べたところでございますが、その1つの要素といたしまして、先ほど、あくつ委員のほうからもご紹介ありました地域危険度であったりとか、あと、地区内の木造住宅等の棟数などを勘案して指定されているものです。

○たけうち委員長

29号線に西大井三丁目がかかっているかどうか。

○鈴木都市計画課長

西大井三丁目がかかっているかどうかですが、少々お待ちください。

ご指摘のとおり、29号線自体はかかってございませんが、今、木密整備推進課長からご説明申し上げたとおり、非常に火災危険度等が高いというところがございます、やはり区としましては、こうした密集地域の危険度が高いところの解消に向けて、不燃化あるいは耐震化、それとあわせて、こうした都市計画道路の整備も東京都に進めていただきながら、市街地全体としての防災性の向上を図るということで、連携をして進めているものでございます。

○安藤委員

こちらは29号線計画があるところの住民の実感としては、閑静な住宅地で木造密集ではないということを書いて思うのですけれども、四丁目は、そこら辺の危険度はどうなのか、改めて教えてください。四丁目です。

それと、交通の円滑化、平面図しかということで、請願の趣旨の4番目のところで、非常に勾配が多いところです。大崎のほうでもそうではあるのですけれども、あと、戸越のあたりもそうですが、結構品川区は坂が多いところが多いです。その中で現実的に道路をつくるというふうになると、具体的に進めていこうとすると、ここはどうなるのだろうというような部分が出てくると思うのです。道路は平面では線を引けばいいのかもしれないのですけれども、実際に今までの道路とつながらなかつたり、道路だけだったらまだあれなのですけれども、自宅の目の前が、入り口であったところが崖になってしまったりして、はしごで上るのかという感じ、そういうところもありまして、具体的にこれをやっていくとなると、不安があるのです。当然、不安があるから、東京都に対して、再三、住民の方々が、一体どうなのですかということのを要望しても、いまだに検討中ということで提示されていないというような実態なのですけれども、品川区としては、こういった実態、東京都がこういうことすら出していないということはご存じだったのかどうか伺います。

○高梨木密整備推進課長

私からは、西大井四丁目の件についてお知らせをさせていただきます。

火災危険度が4、災害時活動困難度が3、それらを合わせた総合危険度が4という結果になっております。

○鈴木都市計画課長

道路整備に当たっての周辺の高低差についてでございますが、区としても、大崎あるいは西大井付近で、計画道路と周辺の市街地の高低差として出てくるというところまでの認識は当然持っております。東京都が個別具体的に道路にかかる方々と、交渉あるいはやりとりを進めていく中では、そうした不安を受けて、具体的にどれぐらいの高低差が出るのか、これは当然、道路全体の設計を進めていく中で、

個々の高低差が、今これぐらいですということではなくて、全体の高低差を明らかにしていって、それを地域全体の方にお示しするのではなく、やはり個別具体の交渉の中でお示ししていくというふうに理解してございます。

具体的には、それぞれの個別の建築計画などの相談が建築課の窓口には来ているというふうには承知してございますし、当然ながら、今ご紹介いただきましたような、道路ができたおかげで、その道路との接道、敷地が孤立してどこにも道路に出られなくなったというようなことがないように、これは区としても、あるいは建築基準法上の接道がなくなったというようなことがないように、その辺の法の解釈も含めて、都市計画課も連携して調整を進めながら、東京都のほうで進めていただいているところでございます。

○安藤委員

今、ご答弁の中でも、建て替えにかかわる接道要件にもかかわってくると改めて思ったのですが、やっぱりこれは重大な問題だと思います。いつまでにこれが提示されるのかということがまだ見えていないということもあって、それは本当に不安だと思うのです。ですから、品川区は、これ、自動的に進んだわけではありませんし、品川区が手を挙げて東京都につくるべきだということで進んでいる事業なわけですから、事業これ自体は、ここに書いてあるとおりに中止して、計画自体、廃止したほうがいいと思いますが、少なくとも図面を、どのような道路になるのか、早く出せということは強く言ってほしいと思います。いかがでしょうか。

それと、交通量ですが、本当に劇的に減っているということを改めて実感いたします。ここにもありますように、29号線に絡むところの山手通りや、あるいは、山手通りと環七をつなぐ道路なわけですが、いずれも大幅に減っている。脇の第二京浜もすさまじい減りです。3分の2ぐらいに減ってしまっていますので、道路の目的自体が本当に意味があるのかというふうに私は思います。まさに時代錯誤の税金のむだ遣いなのではないかと思えないのですけれども、交通の円滑化という理由が完全に崩れているというような状況について、区はどのようにお考えなのか、この1点だけとっても、進める大義はないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

周辺との高低差を含めた図面の地域、区民の方への提示でございますが、これは先ほど申しましたように、全体の設計の中でどういう形で高低差を解消しながらつくっていくかというところが、まさに今、行われているということだと理解してございます。当然ながら、その中で地域の方は、例えば個別具体に建築の計画を進めていきたいというようなことも区のほうにも寄せられてございます。そうしたものに対しては、都と連携をして、例えば設計を進めていく中ですから、細かい何センチあるいは何ミリ単位の高低差、あるいは処理も含めての部分までのご提示できないところはありますが、一定程度の高低差は、これぐらいの高低差が出ますよという中で、区民の方が設計を進める中で求める情報は、できるだけ東京都にも求め、あるいは区のほうでも相談に乗りながら進められているというような理解でございます。

それから、請願の中にお示しいただいている交通量、これは東京都の調査ということでございますが、これも中身的には区のほうで数字は確認してございます。ただ、この車の台数の減少をもって交通の円滑化が要らないのだとか、もう十分交通ネットワークができているのだとか、そういった議論は、これはやはり特定整備路線を含めて都市計画道路の基本的な考え方は、やはり交通ネットワークの形成ということと、特に特定整備路線につきましては、さらに延焼遮断帯の形成、防災性の向上に資するもの

として必要だというところで区は認識しておりまして、こういう考えのもと、東京都と連携して、防災性の向上に取り組んでいきたいというところがございます。

○安藤委員

1997年から見てもかなりの減少ですからもっと前にさかのぼれば、もっと減少していると思います。これが数%とかの減少だったら今のご答弁もあるかもしれないのですけれども、本当に2割、3割、4割と減っているところもあるわけですから、一般的にネットワークの形成ということもおっしゃいましたけれども、そういうネットワークという一般的な言葉で、この道路の整備がされて、その中で追い出される、生活を奪われる、住みなれた土地を去らざるを得ない、しかもその補償がどうなるかという問題もありますし、そういう不安に区民をさらすというのは、私は間違っていると思います。これは、この1点をとっても、やめるべきだと思います。

延焼遮断という話もありました。ここでも書いておりますけれども、延焼遮断とはいえますけれども、それも空疎な言葉だと思わざるを得ないのです。糸魚川のほうでも、実際には120m飛んでいるわけですから、20m道路をつくったからといって、それが何なのかという問題もあります。そして、区は繰り返し阪神・淡路の例も出しますけれども、あのデータは無風状態だったのです。だから、全く風がゼロというときの実証でもって、この延焼遮断機能も私はどうなのかというふうに思います。飛び火の問題、そして阪神・淡路のデータを引きますけれども、風が0mだったということ、それでも延焼遮断というふうに区はおっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○高梨木密整備推進課長

区といたしましては、震災火災が起きる際の気象状況はさまざまだと思います。地震と、その起きるときの気象状況は因果関係はないと思っておりますので、強風のときもあれば、無風のときも、震災に伴う火災が起きるかもしれないというふうに考えておりますので、請願の中にあります個々の建物を火災に強い構造にさせていただくことは基本的に非常に大事なことだという認識でおります。それに伴いまして、区も東京都と連携しながら、不燃化特区等で火災に強い建物への建て替え、古い建物の除却といったところを支援しているところがございます。

そういった状況ではございますけれども、さまざまな状況が考えられる中で、特定整備路線等、あと、それぞれの木密地域の中で防災生活道路等でも取り組みを行わせてもらっていますけれども、一定の延焼遮断効果が得られる。それと、発災時の避難、緊急車両の通行路となる道路整備が木密地域の防災性を向上させるために非常に重要であるといったところで、区としても意識をしているところがございます。

○安藤委員

非常に限られるわけです。その割には、この道路整備、もちろん不燃化、耐震化というのは力を入れていくべきだと思いますし、品川区が進めているという理解はありますけれども、やはりこうした莫大な労力と年月と税金をかけて、今の住環境を根こそぎ壊して新たな道路整備をするというのが防災対策としていかなものかと、私はそういったことで、逆に防災性を失うこともあるでしょうし、税金の使い方としても明らかに間違っているというふうに思います。

飛び火の問題については、ちょっと伺ったのですけれども、確かにいろいろな風のときがあるでしょう。しかし、この飛び火は、延焼シミュレーションでも飛び火はないのです。想定がないのです。輻射熱のことしか想定していないのです。あと、もちろん車の減速のこともないですし、本当にシミュレーションはシミュレーションであって、飛び火の問題は現実の問題として糸魚川でこのように示されたわ

けですから、道路で延焼遮断という考えはやめるべきなのではないかと思うのですけれども、飛び火について、どのように考えますか。それでも延焼遮断とおっしゃるのでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

先ほども答弁いたしましたとおり、火災が起きる際の気象状況はさまざまですので、飛び火が起きるかもしれませんし、起きないかもしれないといった状況の中で、しっかりと市街地災害となった際に、一定の延焼遮断効果が発揮できる。それと、その道を通って避難ができる、緊急車両が通行できるといったような道路整備は必要である、このように考えております。道路だけではなくて、先ほども申しましたとおり、それぞれの建物の不燃化、耐震化といったところを複合的に行うことが防災性の向上には必要だと、このように考えております。

○安藤委員

防災対策の考え方、軸足の置き方を大きく転換してほしいと思います。

最後に、指針です。見直し指針が出されました。平成29年、一昨年4月にも直近でも出されているわけです。事業認可された道路も含めて、国はこういう立場なのです。この見直し指針を品川区としてどのように捉えているのか。私は、やはり住民の声も聞きながら見直すべきだし、この指針をしっかりと受けとめる必要があると思うのですけれども、区の受けとめ、お考えをお伺いします。

○鈴木都市計画課長

東京都内の都市計画道路の整備の進め方につきましては、平成28年に第4次事業計画が策定されまして、優先的に整備を進めているところが今示されてございます。一方で、それ以外、優先的に整備を進めていかないところについても、今、都市計画道路のあり方検討の中で議論が進められているところでございます。当然ながら、国で示されたこうした指針、道路の必要性、どこを重点的にやっていくか、あるいは、必要か必要でないかも含めて、そうした検討の中で、しっかり議論されて、計画が策定されて、今、整備が進められているというところでございます。

○安藤委員

私が伺ったのは、国が出した指針を、区として、自治体として、東京都だけでなく埼玉のほうでは、最も身近な基礎自治体でも見直しをかけたりしているのです。ですから、私は、品川区として、東京都もそうですけれども、品川区として、この指針をしっかりと考えなくてはいけないのではないかと思います。品川区の受けとめを伺ったので、もう一度お願いします。

○鈴木都市計画課長

都市計画道路、将来的に区が施工していくことになる道路は当然あるかと思います。そうした道路を区が独自に、近隣区あるいは東京都全体の枠組みを外して区だけが単独で検討していくというようなことは基本的にございません。やはり東京都、23区を含めて、全体の中で事業化計画も、今進めておりますあり方の検討も連携して一体となって検討を進めているわけですので、品川区が国が出した指針について触れていないとか、考えていないということではございませんで、全体の中で連携をして一体となって検討が進められて、整備が進められていくというところでございます。

○大沢委員

簡単に、今の指針のところですが、国土交通省ですから、これは全国の都市につくられる道路ということで、そうすると、23区と大幅に立地条件、土地の形状、さまざま違うと思うのですけれども、その中で東京都と23区全体ということで、ここには廃止は2路線しかないということですが、それだけ東京都の中には道路を整備をしなければいけない。平成12年に指針がつけられて、

平成29年に見直し指針で、その中で平成23年に東日本大震災が起こったことによって、もう一回、道路の重要性、避難路としての重要性、防災機能としての重要性がより増したという部分の中で、この見直し指針はあくまでも全国に発せられたものだから、その土地によって運用の仕方は違うということは認識していいわけですね。

○鈴木都市計画課長

このガイドラインにつきましては、考え方につきましては、国が全国レベルで発したものでございまして、当然ながら、それを受けて、各地域、自治体が、地域特性、地域の状況を踏まえながら検討していくというもので、一律に何か基準をもって網をかけたということではございませんので、各自治体がそれぞれの地域特性に応じて検討していくという内容のものです。

○大沢委員

そうすると、1番のところ、「ルート変更、幅員変更の路線数0で、全国的にみると突出して少ない」と記述はしてありますけれども、東京の現状を考えると、少なくなるのはいたし方ないというような考えでいいのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

この見直しの数ですとか、廃止の数について、これは全国一律で比較するものではなくて、東京都、23区としては、やはり既存の都市計画道路が一定程度必要だということで議論がされて結論が出されて計画が出されたというところでございます。

○安藤委員

道路は、時代によって見直していくべきだと思います。

今、指針の話もありましたけれども、大都市という点では、大阪ですとか、私も何度も視察に行きましたが、名古屋というところでも、かなり積極的に廃止をしているのです。名古屋にいたっては、何度もご紹介しているのですが、認可もされ、工事が進み、8割方できていたところまで、きちんと正面から見直し対象にして、自然環境を守るということで廃止にしたところもあるのです。しかも、東京は道路の数が突出して多いというところなのです。こんなに道路が多いのに、さらに道路を増やさなくてはいけない理由は何なのかと。その1つの理由と思われるのが、都市競争力強化ということで、森記念財団で都市ランキングというのを出しているのですけれども、そのランキングを上げなくてはいけない、少しでも評価を上げなくてはいけない、そういうものにのっかって、ただでさえ突出して多い道路をさらに増やそうとしているのが東京都の全体像だと思いますので、確かに各地域での特性はあると思いますけれども、その状況こそ見直しすべきだし、もちろんネットワークということですので、他区とか都との関係なく検討は難しいという話もありましたが、そんなわけであれば、地元から住民の声を聞いて、この道路は見直していきませんかということで、むしろ周りに働きかけていくというような立場になっていただきたいというふうに思います。

○たけうち委員長

質問ですか。ご意見ですか。

○安藤委員

意見です。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第3号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

自民党・子ども未来から願います。

○大沢委員

自民党・子ども未来、結論を出します。不採択で願います。

○あくつ委員

結論を出すで願います。不採択で願います。

○安藤委員

結論を出すで、採択で願います。やはり見直しは必要だと思います。

○松永副委員長

本日、結論を出す、不採択で願います。

○筒井委員

結論を出す、不採択で願います。

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第3号については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第3号は、本日、結論を出すことに決定しました。

それでは、それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成31年請願第3号について、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3時37分休憩

○午後 3時55分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

請願・陳情審査を続けます。

(9) 平成31年請願第9号 特定整備路線 放射2号線の計画を見直し中止を求める請願

○たけうち委員長

次に、(9)の平成31年請願第9号 特定整備路線 放射2号線の計画を見直し中止を求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査のため、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者からご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、平成31年請願第9号に関連しまして、特定整備路線 放射2号線の進捗状況について、ご説明いたします。先ほどもご覧いただきましたA3横の資料をご覧ください。

資料下の段が放射2号線の進捗状況でございます。

説明会の開催状況でございますが、現在までに東京都において事業に関する全ての説明会は終了してございます。説明会には、現況の道路と建物の状況を説明する現況測量説明会、また、土地の大きさを測量する用地測量説明会、補償に関する説明でございます用地説明会がございますが、全て終わりました、事業認可も国から全区間取得が終了してございます。

用地説明会は、土地をお譲りいただくための補償に関する説明会でございますけれども、都により関係権利者に対しまして、現在、個別の説明、交渉が行われており、補償に関する個々の相談を受けながら事業が進められているところでございます。

資料、黄色の帯の数字ですが、平成30年4月1日現在の用地取得率は18%でございます。

資料の説明は以上でございますけれども、この放射2号線を含む特定整備路線の整備につきましては、延焼遮断帯を形成し、燃え広がらないまちをつくるために重要な役割を持った道路であると認識しておりまして、区としても引き続き東京都と連携してまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

ここは29号線以上に、放射2号線は、延焼遮断と交通円滑化が理由とありましたが、どちらも通用しないと思っております。こちらにもありますように中原街道のすぐ脇がかなり交通量も減っているということでもあります。さらに、旧中原街道もあります。ここにさらに放射2号線という30m近くの幅の道路をつくるということは、本当に道路だらけになってしまうというふうに思います。本当に必要があるのかと疑問を抱かざるを得ません。

伺いますが、先ほどの質疑もありましたが、この放射2号線を通る地域の危険度ランキングの状況について、それぞれお伺いします。それが1点です。

それと、星薬科大学の存続にかかわる重大問題だと思います。なぜならば、この道路が星薬科大学の講堂の目の前を通るということで、銀杏並木を分断するというので、しかも、ここに書いてあるとおり、植物園を潰すということになりますと、大学の存続にとって必要条件である植物園がなくなれば、大学の存続も危ぶまれるということで、当事者の大学も声を上げているということでございます。

伺いたい2点目ですが、区として、星薬科大学は、品川区のポスターでも星薬科大学の貴重な銀杏並木の景観が、品川区のシティプロモーションという感じで魅力の1つだということでPRもされておりました。品川区として、この星薬科大学のこうした貴重な景観を道路で台無しにしてしまうということについて、進めていくということは大きな矛盾だと思います。星薬科とどのような協議をしているのか。

品川区としてきちんと星薬科の意見を聞いているのか。それぞれこれまでどのようにして星薬科と放射2号の件について意見交換をしてきたのか、具体的に経過も含めて、日時も含めて教えてください。

○高梨木密整備推進課長

放射2号線があります町丁目の地域についてお知らせさせていただきます。

4町丁目が該当すると思われませんが、最初に、荏原一丁目、こちらが建物倒壊危険度がランク2、火災危険度がランク2、災害時活動困難度が1、それらを総合した総合危険度が2という状況でございます。荏原二丁目が、順に、ランク2、ランク3、ランク2、総合危険度はランク3という状況でございます。続きまして、西五反田五丁目でございますが、順に、ランク2、ランク1、ランク3、総合危険度がランク2でございます。西五反田六丁目、順に、ランク2、ランク2、ランク1、総合危険度がランク2、このような状況でございます。

○鈴木都市計画課長

大学との区としての意見交換、意見をお聞きするというお話でございますが、これまで区としてこの大学に出向いて、あるいは来ていただいて意見を伺うということは行ってございません。これは計画の事業主体である東京都が、現在、丁寧な交渉、説明をしているところでございますので、区として引き続き地域の声をしっかりお聞きすることは求めているところでございます。

○安藤委員

危険度ランキングのところは、さらに下がったと思います。本当に防災という意味では、ほとんどこれは意味がないのではないかとということが今の紹介でも明らかではないかと思えます。

それともう1つの交通量のほうも、これは大幅に減っています。それでも交通の円滑化ということでおっしゃる根拠が何かあれば、何かそういう実態があるのか、区として意見を聞かせてください。これが1点目です。

それと、星薬科のほうとは、協議していないということですけども、星薬科のほうも区に来ていないということかもしれませんが、やはりこれはDOCOMOMO Japanで重要な景観に優れた歴史的な建築物を指定するものがありますが、そこにも指定をされているというところで、品川区も先ほど紹介しましたように、品川区内のPRのポスターに使用しているわけです。そうした星薬科の景観をこの道路で失ってしまうということについては、品川区としては、こういう影響を認めるのか、そして、それをどう考えているのか伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の地域危険度と、それから交通量が減少しているのではないかとこのところでございますが、基本的には、都市計画道路につきましては、交通ネットワークの形成に必要なだというところで東京都が事業を進めているものでございまして、あわせて特定整備路線という位置づけのもと、延焼遮断帯の形成、避難路確保、防災性の向上という視点で進められているというところでございまして、区としてもこういった取り組みに対して周辺の不燃化、耐震化とあわせて、連携をして、今後も進めていきたいというところでございます。

それから、沿道の大学、星薬科大学の関係でございますが、区のほうでポスターに銀杏並木を使ってということもございますが、そうした景観上、優れているところの紹介は、今、ここに限らずいろいろところで積極的にシティプロモーションという観点もあわせて発信をさせていただいているところでございますが、一方で、やはり防災性の向上の観点から、東京都が今現在進めている取り組みでございます。そうした中で、直接大学と、今、大学でご懸念されているところ、あるいは、こうしてほしい

ところをお聞きして、説明をして、お話を聞くのは、やはり事業主体である東京都が最前線に立って行っていくべきものだというふうな理解でございます。

○安藤委員

放射2号線と29号線は、3本の特定整備路線の中でも、特に品川区長が、当時、特定整備路線の選定を東京都がしようというときに各区に照会をかけました。そのときに書面で放射2号線と29号線ということで、品川区が直々にこれを進めてほしいと名指しをして進めたところでありますので、東京都が進めていくべきというような答弁が繰り返されておりますが、私は、非常に無責任な発言だと思います。実際に当事者である大学が見直しということで要望もしているわけですから、区として星薬科大学の意見はしっかりと聞いていく責任があるのではないかと思いますけれども、手を挙げた責任を品川区は考えていないのか。先ほどの防災性のところと交通の円滑化のところ、東京都が進めていますということで、品川区の整備の意義をあまり語りませんでしたけれども、そこら辺についても、品川区としても手を挙げた責任はどのように考えているのか伺いたいと思います。

あわせて、売却地のフェンスを撤去し、都から借り上げ、一時避難公園として整備してほしいということでありますけれども、これは結構議会でも、他党派の方からもこういう意見が出るのです。本格的な公園というよりも、いざというときに避難スペースにもなりますし、ちょっと憩えるような、そういう場所にしてほしいということだと思っております。それは可能だと思うし、これぐらいはやってもいいのではないかと思いますけれども、これをぜひ都に働きかけていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

私からは、区としての責任というお話をいただきましたので、それについてお答えさせていただきますが、やはり大きな地震の後、市街地環境、防災性を高めていく必要があるというところで、東京都がまず特定整備路線等を定めて防災性の向上を図っていききたいという中で、放射2号線、補助29号線等の事業が進められているというところでございます。

区としては、この2路線について、もう1路線ございますが、特定整備路線につきましては、やはり区が進めている面的な耐震化、不燃化とあわせて、あるいは細街路の拡幅整備とあわせて、やはり総合的な観点から必要な都の事業だというふうに認識しておりますので、基本的にはこれを進めるのは東京都でございますが、区としても必要な事業だというふうな認識を持っております。その上で、責任があるから沿道の大学には区も説明を行うべきだということ、これはやはり事業主体が交渉の過程の中でいろいろお話を聞きながら、丁寧な説明をしながら事業を進めていただくということは、これは当然の責任といえますか、事業の流れだというふうに理解しているものであります。

○高梨木密整備推進課長

買収が済んだ土地の一時借り上げについてですが、一定程度、買収が済み、老朽住宅が除却され空地になっていると、木密地域の防災性は一定程度向上しているものと考えております。

一方、その買収済みの用地の利用に関しましても、東京都が買収して、管理は東京都ということでございますし、道路用地として購入した土地をどのように使えるかといった都側の事情もあろうかと思っております。一方で、区としましては、防災性の向上に資する使い方であり、また、地域の皆様方が要望するようであれば、いろいろ管理等の問題がありますが、要望を聞きながら、東京都と協議してまいりたい、このように考えているところでございます。

○安藤委員

ぜひ事業自体は納得いかないものですが、一時的に、借り上げられたところの活用は、それはそれで必要などころに使っていただきたいというふうに思います。

星薬科大学のところは、通常のスキームではそうかもしれないのですが、そういう流れだけで品川区がとどまっていいいのかと、私はすごく思うのです。やっぱり当事者にとっては非常に重大な、星薬科に限りませんが、一人一人の地権者にとっては重大なことで、存続にかかわるような問題になったわけですから、あまりにさばさばし過ぎているといいますか、冷たいなというふうに思わざるを得ないので、そういったスキームにのっるとということだけではなく、きちんと地元の自治体として当事者の意見を聞く場面を持っていただきたいと思います。

最後に説明会ですけれども、こちらのように事業に対してさまざまな思いは住民の方が持っているわけなのですが、改めて今の段階で、みんなが説明を聞ける場が必要だと思うのです。これは本当にいろいろな疑問やいろいろなご意見があると思うのです。事業そのものについての意見もそうですし、そもそも売買に関することかもしれません。それはいろいろあると思いますけれども、こういう要求が地域から上がっている以上、私はやっぱり情報公開のあり方として、説明会の開催はあってしかるべきだと思います。品川区としては東京都に開催を要求していただけるのかどうか伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

特定整備路線の事業自体の地域への説明会の開催ということでございますが、冒頭ご説明しましたように、事業説明から始まって測量説明など、手順にのっとりまして東京都は事業開始に当たって説明会を開催してきてございます。先ほど、委員のほうから、売買に関するご質問とかという話もございましたが、今現在、個別具体の交渉あるいは交渉に応じる形でそれぞれの方に東京都が相談に乗っているというような状況でございます。あわせて、地域のほうにそうした相談を受ける窓口も設置してございまして、東京都はしっかり交渉あるいは相談を受ける体制が整っているということでございますが、区としてもやはりどこに相談していいかわからないというようなことがないように、その辺の周知ですとか、丁寧な、あるいは具体的な相談に応じるように、これからも都に求めていきたいというところでございます。

○安藤委員

個別の説明だけでは、対応し切れないところもあると思いますし、前回も言いましたけれども、この事業そのものが、説明会は何度も行っていると言いますが、そのものについては本当に問われたことが一度もないのです。私は、都市計画審議会に、この都市計画決定を廃止する議案を上げていただいて、この道路自体は、先ほども言ったように、防災にも全く関係ないし、廃止をすべきだという立場ではあります。少なくともこういった事業を進めるに当たって、戦後すぐの時代に都市計画決定されたからということで決まったことだということでどんどん事業化していくというのは、私は絶対に間違っていると思います。星薬科大学も、実はこの都市計画決定がされた当時は、米軍に徴収されておりまして、全く自分のあずかり知らぬところで、全く手が及ばないところで勝手に線を引かれたという、そういう経緯もあるのです。こういった中で、今度は道路の事業化までされるというのは、本当にどうなっているのだと思いますので、ぜひ説明会の開催を、私は必要だと思いますので、区としても受けとめていただきたいと思います。意見です。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第9号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

自民党・子ども未来から願います。

○大沢委員

結論を出します。不採択で願います。

○あくつ委員

結論を出す、不採択で願います。

○安藤委員

結論を出すで、採択で。るる理由は申し述べましたので、これは採択すべきものだと思います。

○松永副委員長

本日結論を出すで、不採択で願います。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択で願います。

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第9号については、結論を出すのご意見でまとまったようですので、その取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第9号は、本日、結論を出すことに決定しました。

それでは、それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成31年請願第9号については、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

(10) 平成31年請願第10号 東京都に「柏崎刈羽原発に頼らない脱炭素の『東京再生可能エネルギー計画』策定を求める意見書」の提出を求める請願

○たけうち委員長

次に、(10)の平成31年請願第10号 東京都に「柏崎刈羽原発に頼らない脱炭素の『東京再生可能エネルギー計画』策定を求める意見書」の提出を求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査となりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

本件について、理事者からご説明願います。

○小林環境課長

私からは、平成31年請願第10号に関連しまして、再生可能エネルギーの現状について、お手元の資料に沿ってご説明をいたします。

まず最初に、1、日本の全エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの比率についてでございますが、最新のデータであります2016年度実績では14.5%でございます。

国は、平成27年1月に示した長期エネルギー需給見通しにおきまして、2030年までに、22から24%まで高め、再生可能エネルギーの最大限の導入を基本方針として示しているものでございます。

次に、2、都の再生可能エネルギーの利用率についてでございます。こちらも最新データであります2016年度実績では12.1%ということでございます。今後、平成28年3月に策定しました東京都環境基本計画におきまして、2030年度までに30%まで高める目標でございます。この目標につきましては、環境にかかわる大きな喫緊の課題は、温室効果ガス削減でございまして、都は電力の消費の高い地域であることも踏まえ、国の目標より高い目標水準を設定したところでございます。

次に3、都の取組みについてでございますが、代表的なものとして、2点お示ししております。

まず1つは、太陽エネルギーの利用拡大としまして、都有施設におきますソーラーカーポート、これは駐車場の屋根に太陽光発電システムを設置するものでございますが、その導入促進。あるいは、民間等への導入促進という観点でございますが、東京ソーラー屋根台帳を活用しました民間事業者あるいは都民の導入検討の支援を実施しているところでございます。

また、都市型の再生可能エネルギーの利用促進としまして、地中熱につきましては、情報提供や導入初期費用の助成を進めているところでございます。また、今後、上下水道施設におきます小水力発電、あるいは下水熱利用など、事業特性に応じたエネルギー源に着目しまして、利用拡大を図っているところでございます。

次に4、区の取組みについてでございますが、4点お示ししているところでございます。

1点目は、太陽光発電システム設置に対します各種助成の実施。2点目が、区有施設におきますさまざまな再生可能エネルギー設備の導入推進。3点目は、区のイベント等におきます環境にやさしいグリーン電力の活用。4点目が、低炭素な電力会社からの電力供給でございます。区としまして、都と同様に、環境にかかわる最も大きな喫緊の課題は温室効果ガス削減であると捉えております。引き続き、都、国などと連携を図りまして、再生可能エネルギーなど環境にやさしいエネルギーの導入に努めてまいるところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○横山委員

何点か確認ですけれども、3番の都の取組みについてのところで、下水熱利用の拡大などというふうにあるのですけれども、下水熱利用の拡大というのは、品川区の状況はどうなっていて、これからどういった形で考えられているのでしょうか。利用促進ということなので、ちょっとわからないので教えていただければと思います。

また、4番のところで、低炭素な電力会社からの電力供給ということなのですが、低炭素な電力会社というのは、詳細、具体的にどのようなことなのかご説明をお願いします。

○小林環境課長

2点ご質問があったかと思えます。1点目、下水熱に関するエネルギーの利用ということでございま

すが、品川区の取り組みということで、都の取り組みの中で、特に下水の処理過程の中で生じる汚泥がガスを発生させることを利用して発電を行うというところが、東京都の中で今進められているところでございます。具体的な場所は、清瀬のほうにある再生センターだというふうに聞いているところでございます。

それから、区の取組みの中で低炭素な電力会社ということでございますが、品川清掃工場で廃熱によって発電したエネルギーを、特に学校施設に関して導入をしているということでございます。具体的には平成30年度の段階でございますが、学校は46校あると思いますが、36校でそういったようなエネルギー会社から電気を供給しているところでございます。

CO₂排出量という観点からいきますと、通常の東京電力等の発電時のCO₂排出量からしますと、約25%程度ということで非常にクリーンなエネルギーだと認識しているところでございます。

○横山委員

ありがとうございます。品川区でも再生可能エネルギー、いろいろ使っているかと思えます。低炭素な電力会社からの電力配給、今、36校で行われているということで、可能な限りいろいろ検討していただいたり、導入が進んでいくのかと思うのですが、エネルギーに関して、いろいろなエネルギーがあるかと思うのですが、どういったバランスといいますか、そのあたり、どのように区として考えられているのか教えていただけたらと思います。

○小林環境課長

エネルギーに関するバランスというところの見解ではございますが、国は、先ほど申し上げましたとおり、長期エネルギー需給見通しと、また、最近でいきますと、第5次エネルギー基本計画を策定したところでございます。その中でも示されているとおり、やはりエネルギーミックスという考え方で進めてまいりたいというところでございます。

特に主な施策としましては、やはり再生可能エネルギーを最大限活用していきたいといったところが示されてございまして、先ほど、2030年に向けた目標のご説明をしたところでございますが、その先の2050年に向けた対応という中では、再生可能エネルギーを主力電源化を目指すといったところが示されているところでございまして、そういったところが、今後、国とあわせて進められていくというふうに考えてございます。

○横山委員

ありがとうございました。エネルギーミックスということで、これからいろいろ国も施策を進めていくかと思うのですが、やはり災害時などを考えますと、1つのエネルギーだけに依存しているときに、いろいろなリスクがありますので、さまざまなエネルギーの状況を見ていただいて、技術も進んでいるかと思うのですが、品川区としても国や都と連携しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思っているところであります。

また、実績と目標値の立て方についてですけれども、このあたりは実現可能な目標値ということで、無理のない形で設定をされているのかと私は思うのですが、目標だったり、実績だったりの、都でつくっているものですが、区としてはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○小林環境課長

都の目標値のところではございますが、なかなか都で策定した計画でございますので、それに対して評価するのは難しいかと思っているところでございますが、再生可能エネルギーの導入のところについては着実に進んでいるところかと捉えてございます。この達成に向けて、品川区もしっかりと努力して進

めてまいりたいというふうに考えてございます。

○安藤委員

大変な原発事故を経験した国ということで、最大の電力消費地である東京の果たす役割は非常に大きいと思っております。福島原発事故の、東京の電力を福島のほうでまかなっていたということですので、やはりここに書いてあるような再稼働はもちろん許されないことですし、再生可能エネルギーの量を増やしていくということが大変重要だし、その役割の先頭に立っていただきたいと思っております。

それで伺いますが、ちょっと細かいところからいきますと、資料の一番下の4の区の実施についてというところの地中熱利用システムというのが区有施設ということであるのですが、これをやっているのだと思うのですが、どういったものかをご説明いただきたいのと、大体どのような感じで、どれぐらいこれでまかなえているのか、イメージがあれば教えていただきたいのと、それと、太陽光発電システム設置に対する助成事業ということでもありますけれども、視察先でもありましたけれども、買取価格がちょっと減ってしまうという問題が近々待ち受けているということで、今後の品川区としての助成制度事業の見通しとございますか、そこら辺はどうなのか伺いたいと思っております。

○小林環境課長

まず、地中熱利用システムの中身でございますが、具体的には建物の下に穴を掘りまして、地下にある熱を、1年を通して安定した温度があるようなところの空気を地上に汲み上げて、それを室内に循環させるといったものでございます。

具体的には、小学校の体育館等に利用されてございまして、それがどの程度、温室効果ガス削減になっているかというところでございますが、CO₂が減る減らないというわけではなくて、空気の循環をして、その部屋を少しでも快適にしようという考え方で進めているところでございます。

太陽光の件でございますが、買取価格が減っていく、FIT法の改正に伴ってそういったところが下がっていったのですが、今まで価格が保証されたところが、今後は保証されなくなっていくということが現実としてあるのかと思っております。

ただ、その分、太陽光発電システムの機器自体の価格もあわせて下がってくるものでございまして、国の試算とかでは、そんなに大きな変動はないのではないか。いわゆる機器の価格に対して買取価格の割合は大きく変わっていないというような見解も示されているところでございます。区としても、引き続き助成については、国の動向、あるいは都の動向等を踏まえながら、助成制度を考えていく必要があるというふうに思っております。

○安藤委員

請願にありますように、東京都の計画を前倒ししていくというのは非常に重要な観点かと思っておりますし、日本自体がなかなか国際的に後ろ向きだというふうな評価もされてしまっている中で、そういった中で東京都がしっかりと現状を変えていくという意味でも、すごく大事だと思います。

こういう意見書を出していただきたいという中身の中に、再生可能エネルギー導入を促進する自治体、民間団体を支援してくださいということですので、東京都が品川区の実施を強力に後押しするという方向に行くというのはすごく重要なのではないかと。この点で、品川区としても、そういう支援が強まれば非常にありがたいことなのではないかと想像するのですが、現状、品川区の再生可能エネルギーの導入、助成、先ほども助成事業などもありました。これに対しての都の支援は、具体的にどのような感じになっていて、品川区としては、その支援についての評価とございますか、それをあわせてお伺いしたいと思います。

○小林環境課長

東京都からの支援という部分でございますが、区が今、助成制度を行っている太陽光発電システムに対しまして、都からお金をもらっているわけではなく、これは単費で区が進めている事業でございます。

いろいろな助成というやり方もあれば、連携というやり方もあり、さまざまなやり方はあろうかと思っております。その中で、例えば、これは再生可能エネルギーという観点ではないかと思いますが、例えば暑さ対策に関連して、今、打ち水を区が進めているところでございます。これは東京都と一緒に連携をして、その一部、助成金が入ってくるようなところは、昨年度、その辺から始まったところございまして、その連携を深めながら、今いろいろな事業を進めているところでございます。

例えば、ほかに再生可能エネルギーという観点でいけば、研修制度や情報連携なども行ってございまして、お金に限らず、さまざまところで東京都と連携を深めながら、現状、再生可能エネルギーの導入を推進しているところでございます。

○安藤委員

済みません、もう一度伺いますが、では、東京都で具体的にこういう補助金というか、お金のなところでの支援は、品川区には今はしていないということでよろしいのでしょうか。以前は東京都からも何か来ていたような記憶もあるのですけれども、そこら辺とあわせてお願いします。

○小林環境課長

今、区の事業、環境課で行っている事業というところで太陽光のご説明をしたところでございますが、それについては区の単費でございます。助成のやり方もいろいろとあろうと思えます。例えば、太陽光に付随した蓄電池につきましては、逆に東京都のほうで助成を行っているところでございまして、そういったところをうまく連携させながら、区と都が行っているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。ぜひ東京都にもっと自治体を応援していただきたい。それが結果として東京都の再生可能エネルギーの導入の計画の達成にもつながるということで、こういった意見を品川区から上げていくというのは、非常に重要なことだと思いました。

○筒井委員

都の再生可能エネルギー利用率で、2016年度の実績が載っているのですけれども、2017年とか2018年、さらに直近の実績はわからないでしょうか。

○小林環境課長

これらの分析、解析が非常に難しいというのが現状でございまして、今、品川区で把握している、あるいは東京都で把握しているものも、公にされている情報も、2016年が最新ということでございます。

○筒井委員

わかりました。目標は、品川区もそうなのですけれども、行政としては実績から大体どのぐらいを目標に立てるものなのでしょうか。品川区の場合は、目標を立てる際、実績値からどのくらいとか、どういう根拠で目標を立てているのでしょうか。

○小林環境課長

品川区の環境基本計画の中では、再生可能エネルギーの導入に関する目標値は定めているところではございませんが、東京都の資料の中では、ある一定の分析をしたうち30%を出したというところございまして、ある程度、一定、積み上げた値から30%が示されたというふうに聞いてございます。

○筒井委員

行政としては、目標に実際の実績が追いついていない状況で、さらに目標を高く上げるということは、どうお考えなのでしょうか。

○小林環境課長

東京都の30%の出し方については、さまざま状況調査をした上で現実的な目標値として適切であるというふうに書かれてございますが、品川区のやり方でいきますと、やはり将来予測なりを見据えながら、例えば温室効果ガス削減量はお示ししているところでございますので、一定、根拠があるというか、達成ができそうな数字の中でお示しするべきというふうに認識してございます。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第10号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○横山委員

自民党・子ども未来、結論を出すで、不採択でお願いします。

○あくつ委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

○安藤委員

結論を出すで、採択です。やはりこういった再生可能エネルギーの計画を品川区から東京都に働きかけて、東京都から政府を動かして、世界の深刻な温暖化問題がありますけれども、それに向けて動いていくということは非常に大切なので、採択を主張いたします。

○松永副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

○筒井委員

本日結論を出すで、再生可能エネルギーの普及促進という趣旨は賛成するのですが、今、目標の30%にさらに上げるというのは、非現実的なことではないかと思ひまして、不採択とさせていただきます。

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第10号については、結論を出すのご意見でまとまったようですので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、平成31年請願第10号は、本日、結論を出すことに決定しました。

それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成31年請願第10号については、挙手により採決を行います。

それでは、平成31年請願第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

それでは、以上で請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第3号）

○たけうち委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について（報告第3号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○工藤品川区清掃事務所長

それでは、私からは、専決処分の報告（報告第3号）につきましてご報告させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、清掃車運行中に起きた小型貨物自動車への追突事故に伴う損害賠償額の決定について、平成31年1月7日に専決処分いたしましたので、同条第2項に基づき、本議会に報告するものでございます。

事故の概要でございますが、平成30年8月7日、品川区清掃事務所職員の運転する清掃車が、品川区東大井五丁目11番先の交差点を右折する際、停車した小型貨物車に追突したため、同車のテールゲート等を破損したものであります。

本件の事故は、前方車両の停車への対応が遅れたということで、前方の安全確認を怠ったことが原因でございます。区に過失があり、車の修理費、慰謝料等、22万2,169円を損害賠償額としたものであります。

なお、相手方につきましては、お手元の書面に記載のとおりであります。

このような不注意による事故がないよう、より一層の緊張感をもって確実な車両の運行について指導徹底を図ってまいります。大変申しわけございませんでした。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

清掃事務所の方、本当に懸命になって時間を守りながら収集作業をされていることに関しては、本当に敬服いたしますし、感謝もしているところなのですが、こういう事故が起きてしまうと、先ほど、謝罪がありましたけれども、区民の方にもご迷惑をかけてしまうところで、より一層の緊張感というお話もあったのですけれども、1点お伺いしたいのは、区有車なのか、委託なのかかわからないのですけれども、その場合に車両にはドライブレコーダーは搭載されているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長

清掃車につきましては、全車、区有車、委託車両等につきまして、ドライブレコーダーをつけております。したがって、事故時につきましては、ドライブレコーダーを解析して、事故の原因等を分析

いたしまして、再発防止に努めているところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

4 その他

○たけうち委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

そのほかに関心がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ほかにはないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後 4時47分閉会